

平成25年9月宮崎県定例県議会

平成24年度決算特別委員会
文教警察企業分科会会議録

平成25年10月2日～4日

場 所 第3委員会室

平成25年10月2日(水曜日)

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第18号 平成24年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第19号 平成24年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第20号 平成24年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第21号 平成24年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(6人)

主	査	田	口	雄	二
副	主	査	二	見	康
委	員	中	村	幸	一
委	員	松	村	悟	郎
委	員	重	松	幸	次郎
委	員	徳	重	忠	夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警	察	本	部	長	白	川	靖	浩
警	務	部	長	水	野	良	彦	
警	務	部	参	事	官	兼	黒	木
首	席	監	察	官	典	明		
生	活	安	全	部	長	深	田	周
刑	事	部	長	横	山	登		

交	通	部	長	武	田	久	雄
警	備	部	長	山	内	敏	
生	活	安	全	部	参	事	官
兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
生	活	安	全	企	画	課	長
内	山	義	和				
生	活	安	全	部	参	事	官
兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼
地	域	課	長	松	山	邦	廣
片	岡	秀	司				
総	務	課	長	草	留	勉	
会	計	課	長	河	野	俊	一
少	年	課	長	永	友	逸	郎
交	通	規	制	課	長	長	友
運	転	免	許	課	長	明	

企業局

企	業	局	長	濱	砂	公	一
副	局	長	城	野	豊	隆	
技	監	(土	木	担	当)
井	上	康	志				
技	監	(電	気	・	機	械
担	当)	相	葉	利	晴	
緒	方	俊					
経	営	企	画	監	新	穂	伸
本	田	博					
工	務	課	長	喜	田	勝	彦
電	気	課	長	白	ヶ	澤	宗
山	下	雄	一				
施	設	管	理	課	長	田	村
田	村	秀	秋				

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	鬼	川	真	治
政	策	調	査	課	主	幹	牧	浩

○田口主査 それでは、ただいまから決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。分科会の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元に配付の説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、主査会において「他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けること」とする旨、確認なされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○田口主査 それでは、分科会を再開いたします。

平成24年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○白川警察本部長 警察本部長の白川でございます。先日の常任委員会におきましては、警察本部関係の議案審査につきまして、御審議と御決定をいただきましてありがとうございます。引き続き、適正な警察行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、座って失礼させていただきます。

本日は、平成24年度の警察本部に係る決算の概要と平成24年度に推進してまいりました主要施策について御説明させていただきます。

平成24年度一般会計の決算につきましては、予算額279億9,488万8,540円、支出済額275億1,778万6,665円でございます。私どもとしまして、適正な予算執行に努めてまいったところと考えております。

また、平成24年度に推進してまいりました県警の主要施策につきましては、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の施策分野である「安全な暮らしが確保される社会」を目指し、「安全で安心なまちづくり」と「交通安全対策の推進」を施策の柱としまして、各種事業に取り組んでいるところでございますので、本日はこれらについて御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

決算の概要と、今申しました主要施策の成果につきましての説明は、お手元に配付しております「決算特別委員会（分科会）」の資料に基づきまして、警務部長から具体的に説明をいたします。

県警察におきましては、今後も予算を有効かつ適正に執行するとともに、時代に対応した施策に取り組み、安心して安全な宮崎を目指し努力していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

また、大変恐縮ながら、本日は、警務部参事官兼警務課長柳田でございますが、体調不良のため欠席させていただいております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水野警務部長 それでは、警察本部の平成24年度決算の概要について御説明いたします。座つ

て御説明させていただきます。

お手元に配付しておるかと思いますが、「平成24年度決算特別委員会資料」でございます。こちらでございますが、お手元でございますでしょうか。よろしゅうございますか。まず、こちらのほうから御説明させていただきます。

めくっていただきまして、2ページでございます。

「平成24年度決算事項別明細総括表」というふうに表題が書いてございます。この表により、平成24年度の決算の概要について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、その表の左方でございます予算額でございますが、先ほど本部長よりも数字、御説明申し上げましたとおり、279億9,488万8,540円、支出済額、その右方の欄でございますけれども、275億1,778万6,665円でございます。その右方の欄でございます。明許繰越額でございますが1億5,795万円、その飛んで右でございますけれども、不用額の欄ですが、3億1,915万1,875円ということでございます。執行率につきましては98.3%でありました。

続きまして、決算の明細について、3ページからの「平成24年度決算事項別明細説明資料」によりまして御説明を申し上げます。

まず、(項)1とあります警察管理費でございますが、その中の、まず(目)の1公安委員会費につきまして御説明申し上げます。公安委員会費につきましては、予算額が1,385万6,000円、支出済額が1,364万305円、不用額でございますが21万5,695円、執行率が98.4%でございました。

公安委員会費は、公安委員や、あるいは警察署協議会の委員の報酬及び公安委員会の運営に要する経費等でございますが、その不用額の主

なもの、公安委員の旅費等の不用額でございます。

続きまして、その下、(目)の2警察本部費のところでございます。警察本部費につきましては、予算額216億3,281万540円、支出済額につきましては215億3,791万6,001円、不用額は9,489万4,539円でございます、執行率が99.6%でございました。

警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費であります。その不用額の主なものは、これ右方の説明の欄にもかかわってくるわけでございますけれども、給料における早期退職者の増等に伴う給料の減、それから職員手当等におきまして休日勤務手当等の減、共済費におきまして早期退職者の増等に伴う共済費の減、報償費におきまして家族報償費等の減、それから需用費におきまして警察事務関係消耗品費等の減、役務費におきましてLAN端末等の回線使用料等の減、委託料におきましてシステム移設費等の減でございます。

このうち、不用額の大きい、早期退職者の増等に伴う給料と、それから共済費の減でございます。これにつきましては、退職予定者のうち、退職条例の改正前に、いわゆる駆け込み退職というふうに言われておりましたけれども、そういった退職をした職員等の給料と共済費が、退職の結果、不用となったということで、不用が立ったわけでございます。

また、休日勤務手当等の減、これにつきましては、国民の祝日に勤務した職員に支給される手当について、実績が見込みを下回ったものでございます。

また、警察事務関係消耗品費等の減につきましては入札残もございましたし、事件、事故や災害等が発生するとした場合に対応できるよう

に余裕を持って見込んだ消耗品等の、結局、災害が起こらなかったということによりまして執行がなかったということで、執行残ということで不用が立ったわけでございます。

次に、4ページに移ります。

(目)の3番目、装備費につきまして、予算額でございますけれども3億9,882万9,000円、支出済額は3億7,627万9,652円、不用額につきましては2,254万9,348円でございます、執行率が94.3%ございました。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費であります、その不用額の主なものは、資料の右方の説明の欄に少々書いてございますけれども、需用費におきまして警察車両維持費等の減、それから役務費におきまして自賠責保険料等の減、公課費におきまして警察車両重量税の減、この3つがございます。

このうち、不用額の大きい警察車両維持費等の減につきましては、警察車両の維持に必要な消耗品費や燃料費、この部分で不用額が生じたものでございます。

続きまして、その下にございます(目)の4番目です。警察施設費とあります。これにつきましては、予算額20億1,764万6,000円、支出済額が19億7,001万9,393円、不用額が4,762万6,607円でございます、執行率が97.6%ございました。

この警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費でございます、その不用額の主なものは、先ほどと同様でございます。資料の右方の説明の欄にございますが、需用費におきまして庁舎維持管理消耗品費等の減、委託料における庁舎維持管理委託料等の減、使用料及び賃借料における借入利息相当償還金の減、工事請負費における庁舎維持管理工事等の

減、備品購入費における庁舎関係備品購入費の減でございます。

このうち、不用額が大きい庁舎維持管理委託料等の減につきましては、庁舎清掃委託の入札残や、あるいは突発的な庁舎の維持補修が必要になった場合に備えて予算が立ててあったものに関しての執行残でございます。

庁舎維持管理工事費等の減と庁舎関係備品購入費の減につきましては、昨年度末に完成いたしました日向警察署庁舎建設に関する不用減でございます。

次に、(目)の5番目でございます。運転免許費につきましては、予算額6億9,530万1,000円、支出済額が6億6,637万492円、不用額が2,893万508円、執行率につきましては95.8%でございます。

運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習その他、運転免許事務処理に要する経費でございます、その不用額の主なものにつきましては、めくっていただいて5ページになりますけれども、2つございまして、需用費における運転免許事務関係消耗品費等の減、委託料における高齢者講習委託等の減でございます。

この運転免許事務関係消耗品費等の減につきましては、運転免許事務関係に必要なコピー代、あるいはインク代、IC免許証関係の消耗品費の執行残でございます、また、高齢者講習委託等の減につきましては、高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったことによりまして、不用額が生じたものでございます。

最後になりますけれども、(項)2警察活動費、(目)1警察活動費につきましては、予算額が32億3,644万6,000円、支出済額が29億5,356万822円、明許繰越額が1億5,795万円、不用額が1億2,493万5,178円、執行率が91.3%ございま

した。

警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機及び道路標識等の交通安全施設の維持・整備に要する経費であります。その不用額の主なものにつきましては、先ほどから申し上げましたとおり、その説明の欄、またなぞりませけれども、報酬における非常勤職員報酬等の減、報償費における捜査報償費等の減、旅費における警察活動旅費の減、需用費における警察活動消耗品費等の減、役務費における警察電話使用料等の減、委託料における交通安全施設維持委託料等の減、使用料及び賃借料におけるその他警察活動経費等の減、工事請負費における交通安全施設工事費等の減でございます。

このうち、不用額の大きい捜査報償費の減につきましては、犯罪捜査の協力者等に支払う捜査費の執行が、見込みより少なかったものでございます。

また、警察活動用消耗品費等の減につきましては、通常の警察業務に必要なコピー代や事務用品等の入札残のほか、大規模災害や突発事件事故等で必要となる消耗品等の経費が見込みより少なかったものでございます。

また、警察電話使用料等の減につきましては、本部や警察署で使用する電話回線使用料や捜査等に使用する携帯電話利用料が見込みより少なかったものでございます。

さらに、交通安全施設維持委託料等の減につきましては、交通信号機や灯火標識の球がえ清掃点検等の業務委託に係る入札残や、災害等に備えた保守点検等の執行残でございます。

また、交通安全施設工事費等の減につきましても、信号機新設や道路標識等の交通安全施設設置工事の入札残でございます。

以上で、平成24年度決算事項別説明を終わります。

ます。

続きまして、平成24年度主要施策の成果について御説明いたします。

今、御説明に用いました資料、戻りますけれども、1ページを開いていただければというふうに思います。

1ページには、「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（公安委員会関係）」と表題が書いてございます。

警察本部におきましては、「未来みやざき創造プラン」の施策体系のうち、くらしづくりの分野において、将来像として「1 安全な暮らしが確保される社会」に位置づけられておりまして、(1)、(2)、(1)では安全で安心なまちづくり、(2)では交通安全対策の推進という施策の柱に分類されてございます。それぞれの基本的方向性に基つき、施策推進のための各種事業に取り組んでいるところでございます。

一応、全体像での位置づけはこうであるということをお理解いただいた上で、続きまして、大変分厚い資料になりますけれども、「主要施策の成果に関する報告書」、この分厚い資料のほうを御用意いただければというふうに思います。

こちらの355ページでございます。

まず、355ページでございますけれども、(1)安全で安心なまちづくり、先ほどの施策の柱の一つの柱になってございましたけれども、そちらについての御説明をさせていただきます。

当該施策の目標は、こちらの355ページにも書いてございますが、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、行政・事業者・地域住民等が業種や世代を越えて犯罪の防止や安全の確保に必要な取り組みを行うことによって、高い規範意識ときずなが根づき、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指す

という目標でございます。

基本的方向性としまして、済みません、また戻ってしまって恐縮なんですけれども、先ほどの資料の1ページをまた開いていただければと思うんですが。済みません、前後しまして恐縮ですが、先ほどの資料の1ページの基本的方向性という欄があったかと思いますが、3つの方向性が書いてございまして、読み上げますと、「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進」「少年の非行を生まない社会づくりの推進」「被害者支援活動の推進」、この3つを掲げています。

このうち、「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進」の方向性につきましては、主な事業として、これは355ページ、先ほどの分厚い資料に戻りますけれども、355ページの表にございますとおり、5つほど事業がございまして、それぞれ「地域の安全を守る街頭活動の強化事業」、それから「犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業」「サイバー犯罪対策推進事業」「犯罪の検挙と抑止のための基盤整備事業」「事業所暴力団等排除責任者講習事業」を推進いたしました。

このうち、地域の安全を守る街頭活動強化事業においては、交番相談員を県下12警察署42交番に47人を配置いたしまして、一部の業務を交番勤務員にかわって行わせるとともに、警察安全相談員を警察本部及び県下10警察署に18人を配置して、警察官にかわって警察に寄せられる多種多様な相談を受理させることで、警察力を警ら活動や捜査活動にシフトして街頭活動を強化し、地域の安全を確保いたしました。

また、続きまして、犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業につきましては、民間警備会社に委託し、県下3地区に合計28人の地域・交通安全パトロール隊員を配置し、街頭犯罪や交通

事故の抑止を目的としたパトロールを行いました。

サイバー犯罪対策推進事業、次の事業になりますけれども、3つ目ですが、そこにおきましては、増加するサイバー犯罪の被害防止等を図る目的で、児童や保護者、教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティーカレッジ、これは右の主な実績内容の欄に書いてありますけれども、そちらのほうも見ていただければと思いますが、108回開催してございます。

それから、下から2つ目の事業でございますけれども、犯罪の検挙と抑止のための基盤整備事業におきましては、防犯カメラ等よう撃捜査支援装置20基を整備し、犯罪の発生が予想される場所等での、犯罪の予防や検挙活動に活用いたしました。

最後に5つ目ですが、事業所暴力団等排除責任者講習事業においては、各事業所で選任された責任者に対し、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害防止対応要領の教示を目的として、事業所暴力団等排除責任者講習を25回開催しております。

次に、356ページ、次のページに移りまして、基本的方向性の2つ目でございますが、「少年の非行を生まない社会づくりの推進」、先ほどの1ページの資料です。基本的方向性の2つ目、3つあった方向性のうちの2つ目でございます。これにつきましては、主な事業につきましては、356ページの表にございますように、3つございます。上から3つが、これに該当する事業でございます。読み上げますと、「地域の安全を守る街頭活動強化事業」「少年サポートセンター運営事業」「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」、この3つを推進いたしました。

まず、1つ目の事業でございます地域の安全

を守る街頭活動強化事業におきましては、右側、主な実績内容の欄にも書いてございますが、スクールサポーターを警察本部少年課に2人、宮崎南警察署、都城警察署、延岡警察署に各1人の合計5人を配置して、小・中学校からの相談受理や助言、パトロール活動等を行い、学校内外における少年の非行防止と子供を犯罪から守る活動を推進しております。

続きまして、少年サポートセンター運営事業、上から2つ目の事業でございます。この事業におきましては、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする県内6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心としまして、小・中・高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を延べ410回、右側の主な実績欄でございますけれども、410回開催いたしました。

あわせて、犯罪被害等を受けた少年を被害少年支援指定人員として21人指定し各種援助を行ったほか、少年相談812件を受理するなど、少年の非行防止と保護活動を推進しております。

それから、上から3つ目の事業でございます、少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業については、過去に非行があり、かつ再非行のおそれがある少年に対し、農業体験やスポーツ活動を通じて社会に溶け込もうとする意欲を醸成するもので、12回開催し、延べ46人の少年が参加いたしました。

以上が、2つ目の基本的方向性でございます。

それから、その次、その下2つにある事業につきましては、先ほどの資料の1ページの基本的方向性でありました3つ目の方向性でございます「被害者支援活動の推進」に関する事業でございます。

表の下から2番目以降でございますが、読み

上げますと、「犯罪被害者援助団体への業務委託事業」、それから「犯罪被害者対策推進事業」、この2つを推進いたしました。

まず、1つ目でございます、犯罪被害者援助団体への業務委託事業におきましては、「公益社団法人みやざき被害者支援センター」に対しまして、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話・面接相談受理や付き添い等の直接支援を436回、専門家によるカウンセリング等を47回実施しております。

次に、犯罪被害者対策推進事業におきましては、性犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、初診料や診断書料等の公費負担を212件行うとともに、性犯罪被害者の病院付き添い、事件後の相談受理等の被害者支援を451件実施するなど、積極的な被害者支援に努めました。

続きまして、めくっていただいて、357ページをごらんください。

施策の進捗状況でございます。上の表でございます。これですが、この表にありますとおり、刑法犯認知件数は、平成26年には8,400件までに抑制することを目標値としてございますが、昨年は8,428件と目標値に近づきました。

また、非行防止教室の開催数、表の下の欄でございますが、平成26年には355回の開催を目標値としておりますところ、昨年は410回開催しており、目標値を上回る実績値となっております。

次に、その表の下からでございますけれども、施策の成果等について、非常に長い文章でございますので、これを要約いたしますと、先ほどから申し上げましたように、刑法犯の認知件数が8,428件で、前年に比べ1,062件減少しており、戦後最多でありました平成14年の1万7,703件に対し、交番相談員等の配置や、あるいはパトロールの民間委託で街頭活動を強化したことによ

り、平成21年以来1万件を下回っており、犯罪総量の抑止につながりました。

今後、県民が身近な不安として感じている犯罪の抑止と検挙活動を推進するため、交番相談員や警察安全相談員等の体制充実や民間警備業者に委託する「地域・交通安全パトロール隊」等の効果的運用により、警察官の街頭活動のさらなる強化を図ることが重要と考えております。

また、②のほうの要約でございますが、サイバー犯罪に関しましては、スマートフォン等の急激な普及により、新たなサイバー犯罪の出現が予想される状況であることから、児童や保護者、教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティカレッジを開催し、県民の情報セキュリティ対策意識の向上を図るとともに、サイバー犯罪に的確に対応するため、捜査員の教養や研修会を開催し、捜査能力向上を図りました。

続いて、③の要約でございますが、少年の非行防止対策に関しましては、学校や地域ボランティア等との連携、スクールサポーターの活動、インターネットの違法・有害情報対策等により、平成24年の刑法犯少年は518人と、前年と比較して102人減少し、このうち自転車盗等の初発型非行に関係した刑法犯少年は373人で、前年と比較して47人減少し、一定の成果が認められることから、引き続き、総合的な少年非行防止対策を推進する必要があると考えております。

続いて、358ページに移りますが、上の④の部分でございます。これも要約させていただきますと、これら犯罪の抑止に一定の成果が得られてはおりますが、いまだ多くの国民が治安に関する不安を抱いている状況でありますことから、今年度から、各種団体との防犯ネットワークを活用した地域安全情報を積極的に発信して県民の防犯意識の高揚に努め、また、新たなサイバ

ー犯罪への確に対応するため、捜査員の教養や資機材の導入を図っており、県民の防犯意識の向上やサイバー犯罪対策の推進に努めております。

なお、358ページから次の359ページにかけて、その次、表が幾つかございます。これにつきましては、平成20年以降の刑法犯認知件数等の関係資料でございます。説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。

飛びまして、360ページをごらんください。

こちらからは交通安全対策に関する話でございます。先ほどの資料の1ページ、横になっている資料を見ていただいたかと思いますが、この資料の施策の柱の欄に2つございました。その下側の交通安全対策の推進、この部分の説明でございます。

この施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により交通事故のない安全で安心な社会を目指すというものでございます。360ページの上の施策の目標に書いてあるところでございます。

これにつきましては基本的な方向性として、済みません、資料が飛んだりして大変恐縮ですが、先ほどの資料の1ページに記載されてございます、2つの基本的方向性として、「交通安全意識の高揚」「安全な交通環境の整備」、この2つを施策の柱を推進する上での基本的方向性ということで定めてございます。

この2つの方向性につきまして、それぞれ関連する事業を御説明申し上げます。

まず、「交通安全意識の高揚」という方向性につきましては、主な事業としまして、360ページに掲げております4つの施策、4つの事業を推進いたしました。具体的には、「交通安全指導員

委託事業」「高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業」「レーダースピードメーター更新整備事業」「放置駐車違反処理・管理システム等整備事業」、この4つの事業を推進いたしました。

上から順番に御説明申し上げますと、交通安全指導員委託事業は、財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業でございます。県下53人の交通安全指導員による高齢者宅を訪問しての交通安全教育や、通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への通行誘導活動など、交通安全活動を行うものであります。

続きまして、下の欄でございます。高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業につきまして、これにつきましても、財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業でございます。高齢者の道路横断中の事故を防止するため、交通安全指導員が、高齢歩行者教育システムを活用して県内各地の公民館等で参加・体験型の交通安全教育を行うものでございまして、高齢者の安全意識の高揚を図ってまいりました。

また、3つ目の事業でございますレーダースピードメーター更新整備事業につきましては、速度違反取り締まりに使用するレーダースピードメーターの整備であり、次の放置駐車違反処理・管理システム等整備事業は、放置駐車違反に関する情報を処理・管理するシステムの整備等を行うものでございます。この2つの事業は、ともに効果的な交通違反取り締まりを行うことを目的とし、ドライバーの交通法規の遵守を図ることで、交通事故の抑止に資するものでございます。

続きまして、めくっていただいて361ページを
ごらんください。

こちらにつきましては、先ほど、基本的方向

性を2つ読み上げたかと思いますが、もう一つの方向性の「安全な交通環境の整備」に関するものでございます。

これに関しましては、361ページの上の表に
ございますとおり、2つの事業、具体的には「交通安全施設整備事業」、「安全で人にやさしい信号機等整備事業」、この2つの事業を推進し、2事業で合計19基の信号機を新設したほか、交通管制センターや、あるいは道路標識等の交通安全施設の整備により、歩行者、車両運転者の安全性・快適性の確保を、これを図ったところで
ございます。

次に、施策の進捗状況でございます。同じ361
ページの下の方でございます。この表にござい
ますように、交通事故死者数については、平成26
年には41人まで抑制することを目標値としてお
り、平成24年は50名で、前年よりも1名増加し
ました。

また、交通事故死傷者数については、平成26
年には9,800人まで抑制することを目標値として
おり、平成24年度は1万2,887人と、前年度よ
り259名減少しております。

続きまして、めくっていただきまして、362ペ
ージをごらんください。

施策の成果等について、これを要約させてい
ただいて御説明させていただきますと、まず、
季節ごとの交通安全運動を初め、交通事故の割
合が多い高齢者等に対する年齢・特性に応じた
交通安全教育の推進、さらに管制センターや信
号機、標識等の交通安全施設の整備により、交
通事故総量の抑止と交通の円滑化を図りました。

しかし、平成24年中の交通事故発生状況は、
これは③でございますけれども、発生状況は、前
年より発生件数、負傷者数は減少したものの、
死者数が1人増加したことや、65歳以上の高齢

者死者数が全国平均より高い割合で推移している状況であることから、さらなる県民一丸となった各種交通事故防止対策の推進が必要と考えております。

今年度は、こういった課題を踏まえ、交通事故総量の抑止に向け、自治体を初め関係機関・団体との連携強化や、県内一円における交通安全教育の増強を目的とした交通安全教育隊の設置、さらに安全な交通環境の維持に資する信号柱の鋼管柱化の増強など、総合的な交通安全対策に努めております。

なお、このページの下から363ページにかけての表につきましては、平成20年以降の交通安全教育実施状況等の関係資料でございます。

資料の説明については割愛させていただければというふうに思います。

最後になりますけども、363ページの明許繰越額について説明いたします。

繰り越しの理由と書いてあるところでございます。繰り越しの理由についてであります。交通安全施設整備事業において1億5,795万円が本年度に繰り越しいたしました。これは、国の緊急経済対策によりまして、信号機柱の老朽化対策、信号機電源付加装置の整備、通学路対策等の交通安全施設整備に係る経費を平成25年2月の補正で承認していただいたもので、工期の不足から全額を繰り越したものでございます。

以上で、平成24年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わります。

なお、最後になりますが、監査における指摘事項については、最初にごらんいただきました、このとじた資料でございます。こちらの6ページに記載してあるとおり、特にございませんでした。

注意事項につきましては、7ページに記載し

ております。注意事項に対する改善につきましては、関係法令を遵守させ、適正な会計経理に努めてまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

○田口主査 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんから質疑はございませんか。

○徳重委員 361ページの交通安全施設整備を順次進めていただいておりますと思うんですが、信号機の設置、その他いろんな整備がされてるんですが、県民からの要望というんですか、各警察署、それぞれあると思うんですが。そこで、予算というのもあるわけですから、そんなどこでもやるというわけにはいかんと思うんですが、要望箇所と設置状況というか、どれぐらい応えられておるものか、要望と設置状況をちょっと教えていただければと思います。

○武田交通部長 信号機の要望の数でございますけども、非常に多うございまして、県下では約380件ほどの要望が来ております。これはしっかりとシステム化しております。要するに交差点での要望箇所での事故の発生件数、あるいは交通量、ほか住民の要望の内容ですとか危険の度合い、道路の状況だとか、さまざまな状況を入れまして、優先度をつけて設置しております。それに対しまして、いろんな予算等の制限等もございまして、設置箇所数は、平成24年は19件しかお応えしていないような状況でございます。

○徳重委員 今おっしゃいました380件も申請があつて19件というのはちょっと少ないような気がするんですけど、予算の範囲ということで理解したほうがいいんでしょうか。それとも、皆さん方が審査された中で、ここはまだ事故数が少ないとかいうようなことなのか、交通量が少

ないということなのか、そこ辺りかがでしょうか。

○武田交通部長 いずれも、やはり熱い要望が来ているとおりに、お応えできるものでしたら設置していきたいというのが基本的な考え方でございますけれども、特に平成24年度は交通管制センター、それに伴う日向警察署が設立されてのミニセンターの充実とか道路標識等を入れまして、その予算の範囲でどうにか、ぎりぎりやっているというようなことでございます。

○重松委員 355ページの犯罪検挙と抑止のための基盤整備のよう撃捜査支援装置の整備、先ほど防犯カメラというのをおっしゃっていただいたんですけど、私は全然聞きなれない言葉なので、もうちょっと詳しく、どういう目的、どういう状況でつけられたのか、もうちょっと教えていただきたいなと思っております。

○横山刑事部長 これは、県警で初めて導入したわけですがけれども、可般式でして、犯罪の再犯というか再発の可能性、性犯罪とか、あるいは窃盗犯でも連続して発生すると、そういう可能性があるようなやつを分析をいたしまして、カメラを設置して、その犯罪発生時に撮影された画像を解析して犯人を検挙して、安全・安心を確保するとか、そういう目的であります。

これは、可般式でありますので、常設ではありません。ですから、日常の事件の県内各地での発生状況等によって、設置しては、また検挙しては取り外して、また新たに設置すると、そういうことで、この20基について有効に活用を図るということになります。

○重松委員 当然屋外ですし、我々素人が見てもわからないようなカメラになっているんですか。

○横山刑事部長 屋外がほとんどであります。

設置については、やはり電源とか、これが犯人側に察知されてはいけないわけですので、その辺については創意工夫をしておるところであります。

○重松委員 かなり効果があるということでしょうか。

○横山刑事部長 これまで、導入以来8月末現在で延べ23所属、県内の警察署で運用をさせていただいております。23件の事案に活用をしております。

内訳、罪種的に主なものをいいますと強盗とかひったくりとか、あるいは器物損壊、あるいは不審火、そういうものについて導入して検挙したり、あるいは再発がなくなったとか、そういうことで効果が上がっている、そういう状況であります。

○重松委員 大変重要なことだと思いますし、もっともっとカメラを、常設とかも含めてふやしていくべきじゃないかなと思うんですけど。常設のカメラについては、どのような感じになっているのでしょうか。生活のために、安全のためには。

○横山刑事部長 県内の設置状況でありますけれども、これは警察が設置しているものではなくて、実態把握をしておるということで御理解いただきたいと思っておりますけれども、公共施設、それとか商店街とか、駅とか、あるいはコンビニ、郵便局、金融機関、こういうもの、もろもろを含めて大体^{*}約2,000カ所ぐらいでの1万台ぐらいを設置されておるというふうに把握しております。パチンコ屋の店内等は除くということになります。これは、警察が把握して、いろいろな情報収集とか犯罪発生時における活用とかいうことで連携をとっているということであ

※17ページに発言訂正あり

ります。

○重松委員 わかりました。ますます装備を充実していただきたいなというふうに思います。

今度は356ページ、よろしいでしょうか、主査。少年に手を差し伸べる立ち直り支援につきまして、農業体験ですとか調理体験ですとか、実際に参加されている少年の方の言葉というか、感想はどのような状況でしょうかと思ひまして。

○深田生活安全部長 まず、先ほど報告がありました46人、少年全体が参加をしたということでありますけども、うちのほうが実際に指定にしておる少年、これは17人が参加をしてくれております。あとはいろいろ、いわゆる指定少年の友達とか、そんなのが参加しておる。そして、実質的に総合すると46人が参加したと、そういうのが実態でございます。

この参加した少年の感想でございますけども、参加をして非常に良かったと。最初、行く前は、面倒くさいことを警察が言ってきたなというようなことを思った。それからまた親御さんにしても、何か面倒くさいなと。これでうちの子供をそういう場所に出したら、また悪いことをした子と友達になって、またつるんで悪いことをするんじゃないかと、そういうような心配で、親御さん自身もどうかと、そういう印象を持ちながら、いいですよということで出席をして。しかし、結果としては、大変ありがとうございました、非常に子供が喜んでおりました、次もまた行きたいというようなことを言っておるといようなことで、実際に母親から礼状が届いた事例も昨年ございまして。

取り組みを始めたばかりの事業でございます、先ほど言いましたように、これは保護者の同意が必要で、そして、少年を支援少年に指定

する、そしてまた同意を得て出席をさせるというようなことがございまして、取っかかりの事業でございますので、そういう親御さんの心配もございまして、まだまだ本来はもうちょっと多くの少年にということで、今しっかり呼びかけを行って、今後の事業展開をしていきたいとそのように考えておりまして。

どちらにしても、出席した少年、それから保護者、いずれにしても非常にありがたいと、いいことでありましたと、子供が非常に喜んでおりました、そういう状況でございます。

○重松委員 まさに手を差し伸べるという、この気持ちが本当に伝わるなというような思いがしました。よろしく願いいたします。私は以上です。

○松村委員 360ページの交通安全教室の成果として5,000回以上の交通安全教室が実施されてますけども、いろんなところでやられると思うんですけど、学校とかそういうところが多いと思うんですけども、よくお話になれる自転車の事故とか、そういうのがあると思うんですけども。学校あたりでの教室には必ず、自転車ということに関しては、今積極的にやられているのでしょうか。この状況について、まず聞きます。

○武田交通部長 そこに、お尋ねのとおり約5,000回ということで教室を開いているわけでありまして、ちょっと分析してみましたら、一番多いのが幼児対象で約750回ということでございまして、人員的には6万人という数字が上がっております。第2位が高齢者で約650回ぐらいということで1万7,000人ぐらい。3番目が小学生対象で約600回の7万人、あと高校生、その他の対象というふうなことで分析が上がってきております。

中身につきましては、自転車の交通安全教室

も約500回ぐらい、約5万人ぐらいを対象としております。こういったことでの成果といいますか、特にモデル校というのを指定しております、県内の39校、ここの39校の数字で見ますと、特に小学校は8校指定しているわけですが、マイナス33%の発生が少なくなったと、減になったということで数字として出てきているところでございます。以上でございます。

○松村委員 先週でしたか、ここの議会棟の前で二人乗り、タンデム自転車の試乗会というのをちょっとやりましたよね。30年ぶりに自転車の2人乗りも乗れるよという感じで去年からなっているようでございますけども。自転車の需要というか、物すごく自転車がよく売れたりということ。

ところが、安全でしょうけども、道路が自転車専用道路とか、あるいは自転車レーンとか、いろんな自転車に関する施策というのが今から出てくると思うんですけども、片一方で自転車は車両ですから左という基本路線がある中で、現実的には右なのか左なのかわからないようなところもあったり、ここは通れるとこがあたりということ、非常に自転車の方も危ないけども、歩行者も危ないし、車両に突っ込んでこられる場合もあるし、今から自転車というところが交通安全の大きなポイントになるんじゃないかなと思うんで、かなり的人数の方が講習やら受けているんでしょうけど、可能でしたら、小さいころとか小学生あたりから、もうちょっと回数とか、自転車には免許証がないもんですから、なかなかでしょうけど、その辺に規範意識とか、ルールをしていただければなど。これは、質問ではなくて意見でございますので、よろしくをお願いします。

○徳重委員 1つだけお尋ねしますが、363ペー

ジの交通事故の発生状況ですが、ほとんど1万1,000件前後、1万から1万1,000と推移しておるわけですが。この前、私、姉さんにお聞きしたところ、100歳以上の方が免許を持っていたらっしゃったということと、90歳以上の方が県内で800人を超す人がいらっしやると。今後、平均寿命も延びてくるし、あるいは超高齢者が多くなっていくということが想定されるわけで、まだまだふえてくるのかなとこう思っています。

そこで、お聞きしたいのは、高齢者の方の事故というのが、例えば90歳以上、あるいは80歳以上の高齢者の方の事故の割合というのは、どういうことになっているのかなとちょっと気になっておるもんですから、わかっておれば教えてください。

○武田交通部長 まず、高齢者の100歳というのは、ちょうど委員御出身の都城の方に、県内では1人だけ100歳という方がいらっしやいます。ちなみに、65歳台が約10万人、70歳台が4万人、75歳台が6万人という免許人口でございます。

非常に高齢者の事故が多いわけですが、全体では、高齢者にかかわる事故は、1万件のうちの3割が高齢者にかかわる事故だということでありまして、その中で、その1万件の2割の約2,000件は、高齢者が当事者となった事故と、加害者の事故と、五分五分も含めましてということですが、そういった事故の実態でございます。

この背景は、今、高齢者的人数をちょっと申し上げましたけども、この10年間で高齢者の65歳以上の免許人口が約5万人増加しています。全体では77万人の免許人口なんですけども、17万人が高齢者の人口ということですが、この10年間で5万人。一般の人の、この10年間

では約1万5,000人ほど増加しておりますので、それからしますと5万5,000人ふえていますので、相当高齢者の免許人口が多くなっているということが言えるかと思えますけれども、そういう背景がございます。

高齢者のこういった事故が多いかといいますと、車ですと追突事故とか、あるいは出会い頭とか、あるいは、やはり運動能力の低下が見えるようなハンドル操作、ブレーキ、アクセル、これの操作の不適とか、こういった事故がよく目立つような状況でございます。

あと、高齢者が昨年33人亡くなっていらっしゃいますけれども、この別を見ましても、今のはドライバーですけれども、歩行者も33人、交通死者でいいますと、車両の関係が18人、歩行中が15人ということで、非常に歩行中の事故も多いということでございまして、この15人のうちの10名は道路を横断して亡くなったというふうな実態でございます。以上でございます。

○徳重委員 これだけの高齢者の免許取得人口がどんどんふえてくる。そして、事故もそれなりにふえてくる。そうなりますと、なかなか高齢者に特別な指導というか、交通指導というか、運転指導というか。もちろん免許は持っているわけですから、安全学校に行って一通りの試験は受けるわけですね。その瞬間は一生懸命やって受かるわけです。しかし、あと2年なり3年間は安心だというようなことになってしまうのかなと思うんですが。ほかに指導方法というか、その期間中に、高齢者はこんなに事故が多いから何かしたほうがいいんじゃないかというような考え方はないものですか。

○武田交通部長 まず、高齢者の事故防止のためにフェニックス号という体験型のやつがございますけれども、ああいったものを利用して

の、交通安全教室を高齢者、そして一般の方もそうなんですけれども、ここで体験してもらって、疑似体験をして、運動能力の低下を認識していただくという指導をやっていきます。

一方では、この中でも高齢歩行者システムというのがございますけれども、これも、スクリーンに道路の危険な状態を出して、今渡ったら危ないよとか、そういった同じような体験型の講習をやっているところでございます。

そういった交通安全指導員が、高齢者宅を個別に回りまして、いろんな交通の実態を教示しながら、気をつけないといけないところをお知らせして回っているような状況でございます。

もう一方で、運転免許という対策では、70歳以上の方の、いわゆる高齢者講習を受けないといけないという制度ができておりますので、ここでしっかりと、自分の運転はうまいと思ったけれども、やっぱりこんなに反応が遅くなるとか、そういったことを体験してもらって、その事実を知って、きょうからの運転にまたやっていただくと。場合によっては、これではちょっと危ないなということで免許返納メリット制度をお願いしておりますけれども、潔くといいますか、返していただくというようなこともあわせながら進めているところでございます。以上でございます。

○松村委員 ちょっと初歩的な質問で申しわけないんですけども、「決算特別委員会資料」の中の4ページの装備費の中の警察車両維持費の減というのと自賠責保険料の減というのと警察車両重量税の減という、例えば重量税に関しては2割ぐらい減少ということですから、これは警察車両装備というか、これを思っていた以上に少ない車両、車を減らしたのか、その車で足りるのか。かなり減らしたのかなと思って、ちょっ

とお聞きしたいんですけど。

○水野警務部長 お答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、委員御懸念の点はないということでございます。装備費のうちの、先ほどの警察車両重量税の減のところでは具体的に申し上げますと、重量税につきましては新規登録、また継続車検時において確定されるために、車両の最大値によりまして、重量税の見込みを予算に計上させていただきます。ただ、昨今、エコカー減税とか、いろんな減税措置もございまして、そういった減税措置による減ということがございます。車両数が減ってということではございませんで、そういう減税措置によるものというふうに御理解いただければと思います。

したがって、車両が警察活動に不足するような車両の数量の減ということではございませんので、御安心いただければと、御理解いただければと思います。

○田口主査 ほかにございませんか。

○二見副主査 1点、私のほうから。先ほども高齢者の交通事故の件でずっと話が出ていたんですけども、こうやって見てみますと、360ページ、交通安全指導関係の委託事業で約1億5,000万円ぐらい、そして高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育というのが大体280万ぐらいですよね。これを、指導員のほうの委託事業というのは、指導員の委託、そして交通安全教室の実施、また個別訪問等を全部合算しての予算額、決算額だというふうにも思いますが。それに対して、高齢歩行者を交通事故から守るための交通安全教育、これは、24年度29回実施されているわけですよね。それで、655人参加しているらしいということなんですが、そう考えたときに、29回で286万ということは、1回当

たり10万円ぐらいかけて実施されているわけです。1回当たり10万円ぐらいかけて、大体参加人数は30人弱となると、これというのは、もとの予定計画されていた人数と申しますか、対象人数を650人ぐらいというふうにもともと考えていらっしやったのかなと、ちょっと疑問に思ったんです。というのも、362ページのこれまでの実施状況を見ると、平成21年度は1,600人来てますよね。ここ辺のところはどのように考えていらっしやるのか、ちょっと御説明いただきたいと思いますが。

○武田交通部長 まず、362ページの1,600回の回数をしていますね。やはり、このくらいやっていくべきなんだろうと考えておりますが、このときは、右の表で見いただきますと、交通事故の死者が、平成20年が48名に対しまして、翌年21年は、このときは73名ほど亡くなっているというような状況がございまして、その中に、高齢者が前年よりも6名ほど多く亡くなったということで、非常にこういった回数が力を入れられたということでお聞きしております。確かに費用対効果の関係で、今後はもっと、この回数じゃなくて、ふやすべきだろうと私どもも考えているところでございます。

ただ、一つ、ここは今後の課題でございますけれども、スクリーンを立ち上げて、10メートル・10メートルという広いところが必要で、高齢者を1人ずつ体験させながら歩かせるとなりますと、やはり、1回の講習が50人、60人では、多過ぎて体験ができない。やはり1クラスじゃございませんけれども、そういった人数に近いクラスでやるのが、一人一人が本当に体験ができるというようなことから、それと費用対効果とはちょっと合わないわけでございますけれども、一人一人の御高齢の方には、やはりこれをやっ

てみますと、おばちゃん、それじゃ死ぬじゃないって。まだ速いよ、車は、もっと速く走るんよというふうなことをしっかりと教養できるというところでは、この数になってしまうわけでございますけども。その点のバランスをどうやっていけばいいのかというのは、今後しっかりと見据えて、委員がおっしゃるように1回でも多くやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○二見副主査 21年にそういう死亡事故が多くなって、この実施状況もふえているということは、これで増額補正か何か組まれているんですか。途中から、要するに年度当初から、いきなり交通事故がふえて、死者がふえていると。それで、こういう受講者数がこれだけふえていますという今の御説明だったんですが。ということは、年度当初のときから、この年に交通事故者がこんなにふえるなんていうことは考えてなかったと思うんですよね。じゃあ、途中から補正を組まれるなりして、これだけの実績になったのか、それとも当初予算のままこれだけの実績になったのか。そここのところの確認をお願いしたいんですが。

○武田交通部長 この教育システムの回数は、最初の当初予算でお願いしていますので、それは指導員の皆さんがやっていただくわけですけども。ですから、回数で補正を組み直すということはございませんので、当初予算でいっております。

このときの死亡事故の実態を見ますと、特に今から先ですけれども、高齢者が、12月には何と9名亡くなっておるような状況がございます。その前も6名とか7名とかあって非常に悪い状態が続いているので、この短期間に、もう高齢者宅を回らずに、これに集中したというような

ことをお聞きしているところでございます。

○二見副主査 ちょっと聞き漏れたんですけども、それはもう途中から予算は変更してないんですよね。そうなると、担当の方の頑張り次第で実績がかなり変わってしまうということなんでしょうか、これじゃあ。

○武田交通部長 これを委託しているのが県の交通安全協会の交通指導員53名の皆さんと、時によっては警察官と一緒に入ったりしてやっているわけでございますけども、これだけに、回数だけで当初予算で組んでいるわけではございませんので、そのシステムの値段としてこれはやっているわけございまして。1番目の交通指導員の委託の1億5,000万の中で、彼女たちだけじゃありませんけども、この高齢歩行者システムを共用して高齢者宅を訪問したり、幼稚園に行ったり、自転車の指導をしたり、こういったことをやっていくわけでありまして。

このときは、特に高齢者がそういうことで事故が多かったので、ほかを割いてでも、この高齢歩行者システム、横断事故が非常に多かったと聞いていますので、それをやろうということで、そちらのほうに力をシフトしたということで回数がふえたということでお考えいただければと思っております。

○二見副主査 最初に部長のほうからも、今後の検討課題があるということでお答えいただいておりますので、やはり実績というか、費用対効果を考えたところまで必要だと思っておりますから、どうぞ、また来年度に向けての御検討をお願いしたいと思います。

○横山刑事部長 1点御訂正を申し上げたいと思います。先ほど重松委員のほうからお尋ねのありました県内防犯カメラの設置台数でありますけれども、ちょっと私が数字を勘違いしてお

りまして、先ほど約2,000カ所の約1万台と、そういう申し上げをしたとっておりますけれども、本年の5月末現在で約1,700カ所の約8,300台、これが5月末現在の警察で把握した台数であります。屋内屋外合わせて約8,300台ということであります。大変申しわけありません。

○田口主査 済みません、ちょっと私が。358ページの上から2行目ですが、一番上からです。内閣府が実施した国民に対する世論調査では、約8割の国民が治安に不安を感じていると。この世界一治安がいいという日本で、8割もの国民が治安に不安を感じている。実際は、死亡事故も凶悪事件もどんどん減って、交通事故にしても、昔に比べれば1万人以上を超えたのが、今は5,000人を切るような時代になってきて、国民が不安を感じているという、これは内閣府が何年かおきに、これを調査しているのでしょうか。不安が増しているのか、横ばいなのか、逆に高まっているのか、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○深田生活安全部長 手元に資料がございませんので、ちょっとアバウトなことで大変申しわけありませんけれども、この調査自体が全国的なものでございまして、一つは、県内のものではないということをお含みおきをいただきたいというふうに思っております。

また、恐らくこの不安を感じるというものは、いわゆるテレビ、新聞等で大きく報道されます非常に凶悪な事件でございます。殺人であるとか、そういうようなものが恐らく大きくインプットされて、そして不安を感じると。そういうようなことから、国全体の調査結果では、そういうふうな大きな高い数字になったのかとそういうふう感じております。明確な回答でなくて大変申しわけありませんけれども、そう

いうふうなことかなと。そのように感じております。

○田口主査 大体、回答は予想できたんですけど。非常に頑張られて、いろんな数字が全国的にはよくなっているにもかかわらず、何か国民の不安が増しているというのは、まさに今言われたマスコミ等々の凶悪事件等々がすごく集中して出たりするものですから。多分国民の中では、死亡事件とか殺人事件とか残虐事件というのは、逆にふえていると思っている人が逆が多いんですよ。用心にこしたことはないんですけども、何かそういう意味では、ちょっと間違っただような認識を持たれているのがちょっと残念だなと思ったものですから、ちょっとこれを質問させていただきました。以上です。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 ないようです。それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時28分再開

○田口主査 分科会を再開いたします。

平成24年度宮崎県電気事業会計決算、平成24年度宮崎県工業用水道事業会計決算及び平成24年度宮崎県地域振興事業会計決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○濱砂企業局長 企業局でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております「平成24

年度公営企業会計決算審査資料」に基づきまして御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、表紙の裏に目次がございます。これをごらんください。

本日は、大きな1番目の提出議案関係が3件、それから大きな2番の監査結果報告書指摘事項等について、この2件について御説明を申し上げます。

まず、議案であります。今回提出しております議案は、1番目の、2つ目の丸印からでございますけれども、議案第19号「平成24年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」、それから議案第20号「平成24年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、それから議案第21号「平成24年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」の3件でございます。

これらは、3つの事業会計ごとに、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、利益の処分について県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第4項の規定によりまして、決算について認定をお願いするものでございます。

また、電気事業につきましては、同法第32条第3項の規定により、資本剰余金の処分につきましても、県議会の議決を求めますのでございます。

右のほうでございますけれども、1ページをごらんください。

ここに、平成24年度の公営企業会計決算の概要をとりまとめております。私からは、このページで3つの事業の決算の概要を御説明申し上げます。

平成24年度の決算につきましては、電気、工業用水道、それから地域振興、いずれの事業も

純利益を確保してございまして、それぞれ課題はございますけれども、経営自体はおおむね順調に推移をしております。

まず、電気事業でございます。

昨年度は、ダム地点の年間降雨量が平年を上回ったことや、効率的な発電に努めましたこと等によりまして、供給電力量及び電力料金収入等の事業収益ともに目標を達成しております。

具体的には、そこにありますが、(1)の事業の実績に記載しておりますとおり、年間の供給電力量は、目標が4億9,587万6,000キロワットアワーに対しまして、その右の実績ですが6億907万4,000キロワットアワーとなりまして、達成率で122.8%、前年度対比では、一番右でありますけれども110.1%となりました。

その結果、(2)の決算額であります。実績の欄をごらんいただきますと、事業収益から事業費を差し引きました3つ目の欄ですが、純利益が5億1,075万4,000円となりまして、目標に対して2億8,829万2,000円の増、前年度対比では、一番右ですが85.4%となっております。

次に、工業用水道事業であります。

昨年度は、一部ユーザーへの給水が計画を上回ったこと等によりまして、常時使用水量及び給水料金収入等の事業収益ともに目標を達成いたしました。

(1)の事業の実績にありまして、年間の常時使用水量は、目標が1,676万3,000立方メートルに対しまして、実績で1,800万立方メートルとなり、達成率が107.4%、前年度対比で91.4%となっております。

その結果、(2)の決算額であります。実績の欄ですけれども、純利益が1億49万1,000円となりまして、目標に対して7,091万6,000円の増、前年度対比、一番右ですけれども120.4%となり

ました。

最後が、地域振興事業であります。

昨年度は、天候不順の影響やゴルフ場間の競争が激化したことによりまして、利用者数は目標を下回りました。

(1)の事業実績であります。年間のゴルフ場利用者数は、目標が3万7,500人に対しまして、実績が3万2,489人、これは、実は開業以来、平成2年ですけれども、開業以来最低を記録しております。達成率86.6%、前年度対比で96.9%となっております。

このように利用者数は目標を下回りましたけれども、指定管理者からの施設の使用料収入、いわゆる企業局への納付金でありますけれども、これが定額となっております関係から、(2)の決算額につきましては、実績の欄であります。純利益が438万3,000円となりまして、目標に対して300万6,000円の増となっております。

なお、一番右の前年度対比が56.2%となっておりますのは、前年度は有価証券の売却収入が多かったことなどによるものでございます。

以上が各事業の決算概要でありますけれども、今後に向けまして、電気事業におきましては、国における電力システム改革の動向等を見きわめる必要があること、また、地域振興事業におきましては、このところ利用者の減の傾向が続いておりますので、一層の利用促進を図っていく必要があることなどの課題を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えております。それとともに、事業の効率的な運営に努めまして、より一層の経営基盤の強化を図り、地方公営企業としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願

い申し上げます。

私からは以上でございます。

○緒方総務課長 それでは、引き続き、お手元の決算審査資料により御説明いたします。

「決算審査資料」の2ページをお開きください。

初めに、議案第19号「電気事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況でございますけれども、先ほど局長からもありましたとおり、(1)の供給電力量の年度計の欄をごらんいただきますと、昨年度は年間を通しておおむね降雨量に恵まれましたことから、目標を上回る発電実績となりまして、達成率の欄でございますが、目標の122.8%となっております。

その結果、(2)の電力料金収入の実績でございますが、年度計の欄にありますとおり40億5,085万1,000円となりまして、目標に比べ1億1,723万5,000円の増、達成率では103.0%となっております。

3ページをごらんください。

次に2の決算報告書であります。この報告書は予算額と対比するために、決算額も消費税込みの数値となっております。1ページの数値とは異なっております。御了解をいただきたいと思っております。

それでは、(1)の収益的収入及び支出の①の収入をごらんください。

まず、営業収益は、発電が好調でありましたことから、予算を上回る収入を確保しております。

次の財務収益は資金運用による受け取り利息の増、また、次の営業外収益は有価証券売却益の増によりまして、それぞれ予算額を上回る収

益を確保しております。

また、特別利益は、恒久公舎敷地の一部を売却したことによるものでございます。

その結果、下から2番目の事業収益は、決算額の欄でございますが46億3,500万円余で、予算額に比べまして2億2,300万円余の増となっております。

次に、②の支出についてであります。

事業費につきましては、予算の効率的な執行等に努めました結果、下から2番目の事業費の決算額の欄でございますが41億300万円余となりまして、不用額は6,200万円余となっております。

4ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出であります。これは、事業収益を上げるために必要な資本等に係る収支をあらわすものでございます。

まず、①の収入であります。

一番上の固定資産売却代金が予算を上回っておりますが、これは、先ほど申しました恒久公舎敷地の一部売却に伴いまして、帳簿価格相当額を資本的収入として計上したことによるものでございます。

下から2番目の資本的収入の総額でございますが、決算額の欄を見ていただきますと6億5,300万円余で、予算額に比べまして290万円余の増となっております。

次に、②の支出であります。

一番上の建設改良費の繰越額の欄ですが、2億9,400万円余を計上しておりますが、これは、6月の常任委員会で御報告いたしましたとおり、県土整備部が行います多目的ダムの工事が繰り越されたことによる局負担分の繰り越しや「綾第二発電所配電盤改良工事」等の継続費に係る繰り越しであります。また、不用額は入札の執行残等によるものでございます。

下から2番目の資本的支出の総額の決算額の欄でございますが、17億1,000万円余で、不用額は1億7,200万円余となっております。

なお、支出が収入を上回っておりますが、不足額は、欄外にありますとおり、企業債の償還のために積み立てております減債積立金や設備更新に充てるために内部留保しております過年度分損益勘定留保資金等から補填することとなっております。後ほど御説明をいたします工業用水道事業、地域振興事業におきましても同様の取り扱いでございます。

5ページをごらんください。

3の損益計算書であります。まず、①の収益の部をごらんください。

収益の主なものは、営業収益の電力料収入であります。

次の財務収益は、九州電力等の株式配当金や運用資金による受け取り利息、また、次の営業外収益は、九州電力の復元株式配当金等でございます。

特別利益は、先ほど申しましたとおり、恒久公舎敷地の一部売却による売却益であります。

これらを合わせました収益の合計でございますが、44億3,000万円余となっております。

次に、②の費用の部でございます。

費用の主なものは、営業費用に計上されております13発電所の維持管理経費等でございます。

次の財務費用は、企業債の支払利息、また、次の営業外費用の雑損失は、復元株式配当金を知事部局の開発事業特別資金特別会計へ繰り出したもの等でございます。

これらを合わせました費用の合計は39億2,000万円余となっております。

収益から費用を差し引きました当年度純利益でございますが、5億1,075万3,782円で、当年

度未処分利益剰余金も同額でございます。

6ページをお開きください。

4の貸借対照表でございますが、まず、表の左側をごらんください。

固定資産の総額でございますが、341億5,000万円余で、主なものは水力発電設備や、下にあります投資及び基金の欄にあります九州電力株の長期投資や減債基金等の基金でございます。

その下の流動資産でございますが、総額は160億2,300万円余で、主なものは現金預金や国債などの短期投資資金でございます。

次に、右側の固定負債をごらんください。

固定負債の総額は25億3,400万円余で、主なものは修繕準備引当金等の引当金でございます。

次の流動負債の総額は30億2,300万円余で、主なものは多目的ダム管理費負担金等の未払金や修繕工事等の未払費用でございます。

左側の資産合計から、この負債合計を引いたものが資本でございますけれども、その主なものは、まず、資本金が310億2,900万円余で、このうち借入資本金は企業債の未償還残高でございます。

次の剰余金の総額は135億8,700万円余で、このうち資本剰余金の主なものは、田代八重発電所等の建設に係る国庫補助金等でございます。また、利益剰余金は、減債積立金等の各種積立金や当年度未処分利益剰余金でございます。

7ページをごらんください。

5の剰余金処分計算書(案)でございますが、今回は、議決をいただく案件が2つございます。

1つ目は、当年度の資本剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2つ目は、当年度の未処分利益剰余金の処分

につきまして、同じく地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、ここで処分の基本的な考え方を申し上げます。

まず、処分予定の剰余金から繰越欠損金がある場合には、それに充当するという、残りを減債積立金や将来の大規模投資に備えるための建設改良積立金、さらには特定の目的のための積立金に、優先度の高い順に割り振ることといたしております。

それでは、(1)の資本剰余金の処分について、御説明申し上げます。

今回の資本剰余金の処分は、補助金を受けて取得をいたしました資産が老朽化等により処分したことに伴いまして、資本剰余金に計上している補助金相当額を減額するとともに、除却に伴う費用として内部に留保しております同額を減債積立金に積み立てたいと考えております。

具体的には、表の右から2番目の欄にありますとおり、今回の対象となります資本剰余金470万7,190円につきまして、全額を減債積立金に積み立てたいと考えております。

続きまして、(2)の未処分利益剰余金の処分でございますが、繰越欠損金がありませんので、当年度純利益と同額の未処分利益剰余金全額を積み立てたいと考えております。

具体的には、表の一番右側の欄にありますとおり、当年度末の未処分利益剰余金5億1,075万3,782円につきまして、減債積立金に2億5,075万3,782円、建設改良積立金に2億5,000万円、緑のダム造成事業積立金に昨年度と同額の1,000万円の積み立てをお願いをしたいと考えております。

なお、資本金に係る処分案は、今回はごさい

ません。

8ページをお開きください。

次に、議案第20号「工業用水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況でございますが、(1)の給水状況の年度計の欄をごらんいただきたいと思えます。

昨年度は、旭化成等の一部ユーザーへの給水が増加しましたことから、常時使用水量は、達成率の欄でございますが、目標の107.4%となっております。

その結果、(2)の給水料金収入の実績は、年度計の欄にありますとおり、3億1,127万9,000円となり、目標に比べて769万円の増、達成率は102.5%となっております。

9ページをごらんください。

次に、2の決算書でございますが、(1)の収益的収入及び支出の①の収入をごらんください。

営業収益は、先ほど申し上げましたとおり、一部ユーザーへの給水量の増によりまして、予算額を上回る収入を確保しております。

次の営業外収益も、有価証券利息や売却益の増によりまして、予算額を上回る収益を確保できております。

その結果、下から2番目の事業収益は、決算額の欄でございますが、3億6,200万円余で、予算額に比べまして1,700万円余の増となっております。

次に、②の支出でございます。

事業費につきましては、予算の効率的な執行に努めました結果、下から2番目の事業費の決算額の欄でございますが、2億6,100万円余となりまして、不用額が5,300万円余となっております。

10ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出でございますが、

①の収入はございません。

②の支出でございます。

一番上の建設改良費に不用額が出ておりますのは、入札の執行残等によるものでございます。

下から2番目の資本的支出の総額は、決算額の欄でございますが、1億900万円余で、不用額は2,400万円余となっております。

11ページをごらんください。

3の損益計算書でございますが、まず、①の収益の部をごらんください。

収益の主なものは、営業収益の給水料金収入でございます。

次の営業外収益は、資金運用による受取利息等でございます。

これらを合わせた収益の合計は3億4,600万円余となっております。

次に、②の費用の部でございます。

費用の主なものは、営業費用に計上されております工業用水道施設の維持経費等でございます。

次の営業外費用は、企業債の支払利息でございます。

これらを合わせた費用の合計は2億4,600万円余となっております。

収益から費用を差し引きました当年度純利益でございますが、1億49万1,177円で、当年度未処分利益剰余金も同額でございます。

12ページをお開きください。

4の貸借対照表でございますが、まず表の左側をごらんください。

固定資産の総額が27億6,200万円余で、主なものは、浄水場施設等の構築物や機械及び装置等でございます。

そのずっと下の、次の流動資産の総額でござ

いますが、21億6,200万円余で、主なものは、現金預金や電気事業会計で一括運用しております国債等のその他流動資産でございます。

次に右側の固定負債をごらんください。

固定負債の総額は17億2,900万円余で、主なものは、電気事業会計からの借入金や修繕準備引当金等でございます。

次の流動負債の総額は3,900万円余で、主なものは、負担金等の未払金や修繕工事等の未払費用でございます。

左側の資産合計から、この負債合計を差し引きました資本の主なものは、まず、資本金が17億3,900万円余で、このうち借入資本金は、企業債や一般会計等からの借入金であります。

次の剰余金の総額は14億1,500万円余で、このうち資本剰余金は設備改良に係る国庫補助金等でございます。また、利益剰余金は、減債積立金や他会計への償還財源であります借入金償還積立金及び当年度未処分利益剰余金等でございます。

13ページをごらんください。

5の剰余金の処分計算書(案)でございます。

工業用水道事業につきましても繰越欠損金がございますので、当年度純利益と同額の未処分利益剰余金全額を積み立てたいと考えております。

具体的には、表の一番右側の欄にありますとおり、当年度末の未処分利益剰余金1億49万1,177円につきまして、減債積立金に昨年度と同様に純利益の20分の1相当の502万5,000円、借入金償還積立金に残額の9,546万6,177円の積み立てをお願いをしたいと考えております。

なお、資本金及び資本剰余金に係る処分案は、今回はございません。

14ページをお開きください。

最後に、議案第21号「地域振興事業会計の利益の処分及び決算の認定について」でございます。

まず、1の事業の概況でございますが、(1)のゴルフコース利用状況の年度計の欄をごらんください。

局長も申しましたとおり、昨年度は天候不順等によりまして目標を上回った月が少なかったことから、年間の目標が3万7,500人に対しまして、実績は3万2,489人とどまりまして、達成率が86.6%となっております。

(2)の施設利用料収入は、指定管理者からの納付金が定額となっておりますことから、目標どおりの2,300万円となっております。

15ページをごらんください。

次に、2の決算書であります。 (1)の収益的収入及び支出の①の収入をごらんください。

営業収益は、先ほど申し上げましたとおり、納付金が定額となっておりますことから、おおむね予算額どおりの収入を確保できております。

次の営業外収益は、有価証券の利息、売却益の増によりまして、予算額を上回る収益を確保できております。

その結果、下から2番目の事業収益は、決算額の欄でございますが、2,800万円余で、予算額に比べまして107万円余の増となっております。

次に、②の支出であります。

事業費につきましては、予算の効率的な執行等に努めました結果、下から2番目の事業費の決算額の欄でございますが、2,300万円余となりまして、不用額は197万円余となっております。

16ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出の①の収入でございます。

出資金返還金でございますが、これは、一ツ

瀬川県民スポーツセンターが一般財団法人に移行したことに伴いまして、出資金の返還金でございます。

下から2番目の資本的収入の総額は、その予算額と同額の70万円となっております。

次に、②の支出でございます。

一番上の建設改良費に不用額が出ておりますのは、入札の執行残等によるものでございます。

下から2番目の資本的支出の総額の決算額の欄でございますが、2,100万円余で、不用額が301万円余となっております。

17ページをごらんください。

3の損益計算書であります。まず、①の収益の部をごらんください。

収益の主なものは、営業収益の施設利用料収入でございます。

次の営業外収益は、資金運用による受取利息等でございます。

これらを合わせた収益の合計が2,700万円余となっております。

次に、②の費用の部でございます。

費用の主なものは、営業費用に計上されておりますゴルフ場の施設維持経費でございます。

次の営業外費用は、電気事業会計からの借入金の支払利息等でございます。

これらを合わせました費用の合計は2,200万円余となっております。

収益から費用を差し引きました当年度の純利益でございますが438万3,289円で、当年度未処分利益剰余金も同額でございます。

18ページをお開きください。

4の貸借対照表でございます。表の左側をごらんいただきたいと思いますが、固定資産の総額が6億5,400万円余で、主なものは、ゴルフ場の構築物とか備品等でございます。

次の下のほうの流動資産の総額は2億7,400万円余で、主なものは、現金預金や電気事業会計で一括運用しております国債等のその他流動資産でございます。

次に、右側の固定負債をごらんください。

固定負債の総額は3,900万円余で、主なものは修繕準備引当金等の引当金でございます。

次の流動負債の総額は1,100万円余で、主なものは改良工事等の未払金でございます。

左側の資本合計から、この負債合計を差し引きました資本の主なものは、まず、資本金が8億6,900万円余で、このうち借入資本金の他会計借入金は、電気事業会計からの借入金でございます。

次の剰余金の総額は800万円余で、このうち資本剰余金は、財団から譲渡を受けた財産評価額でございます。また、利益剰余金は、欠損金補填のための利益積立金や当年度未処分利益剰余金でございます。

19ページをごらんください。

5の剰余金処分計算書(案)でございます。

地域振興事業も繰越欠損金がありませんでしたので、当年度純利益と同額の未処分利益剰余金全額を積み立てたいと考えております。

具体的には、表の一番右側の欄にありますとおり、当年度末の未処分利益剰余金438万3,289円につきまして、欠損金の補填財源となります利益積立金への全額積み立てをお願いしたいと考えております。

なお、資本金及び資本剰余金に係る処分案は、今回はございません。

20ページをお開きください。

参考までに、平成24年度に企業局から知事部局へ支出しました経費の支出額を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いま

す。

以上が議案関係でございます。

21ページをごらんください。

監査結果報告書の指摘事項であります。注意事項が2件ありましたが、指摘事項はございませんでした。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○田口主査 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんの質疑をお受けいたします。

○松村委員 1ページでございますけれども、企業会計の中で事業の目標というところの設定がございますけれども、この目標の設定というのは、例えば電気事業の場合には年間降水量の、ここ10年間の平均をとって、それに対するものが目標とか、例えばそういうものなのか。あるいは、工業用水は、需要のある各企業からの平均水量から求めているのか。あるいは、ゴルフの目標に関しては例年変わらないのか。その目標設定のあり方で、今年度実績の達成率というのが上にいたり下にいたりするのではないかと思うんですけど、この目標というやつのあるり方について、ちょっと質問したいと思います。

○緒方総務課長 まず、電気事業会計の目標は、過去30年間の供給電力量の平均を目標にするという形にしております。

あと工業用水道につきましては、各ユーザーから当該年度の供給目標量を調査いたしまして、それを目標量としているところでございます。

あと地域振興事業につきましては、指定管理者が今やっておりますけれども、3万7,500人を過去5年間は目標としておりまして、それを取りあえず年間目標としているところでございま

す。

○松村委員 わかりました。通常の営業等が違っているのは、電力なんかも水量が目標になったりしますし、降水量とか、工業用水も限られたユーザーの方なんで、なかなか営業で目標というか難しいと思うんですけど、ゴルフの場合には、やりようによっては数がふえたり減ったりもあるんでしょうけど。目標設定というのは、現状からいくと、もっと低いんじゃないかと。ここ数年の事業を見て、達成率86.6%。これは、こちらの企業局とは、もう委託したところからいいんでしょうけど。目標率というのは、現実性のある目標にしたほうがいいんじゃないかというのをちょっと感じたんですけど、また次年度もそうなのか、この考え方についてはどうでしょうか。

○新穂経営企画監 ゴルフ場の目標につきましては、3万7,500人という数字は、前回の指定管理者を募集した時点での、当時の業者の動向で目標にしています。

それで、今回、指定管理者が今年度で終了するというところでございますので、来年度から新しい指定管理者を募集するわけですが、この際の目標につきましては、最近の利用者の数を反映したものということで、3万3,000人ぐらいに、ちょっと下げようかなというふうに思っておるところです。

○松村委員 身近なところでいくと、この地域振興事業に関しては個人的に協力できるのかなという気もしますけども、なかなか協力できていませんけども、また頑張ってみたいと思います。また、よろしく願います。いいです。

○徳重委員 電気料金です。九電の買取料金というのは、今、太陽光とかいろんなことで言われておりますが、これは電気料金も上がって

るんじゃないかとかいろいろ言われておりますが、家庭の電気料金が。そうなってくると、買取料金というのは、もうずっと据え置きになるものか、何年おきか改定になるものか、ちょっと教えてください。

○新穂経営企画監 企業局が発電する電気の料金につきましては、2年ごとに九電と交渉して決めるということになります。そして、最近はずっと単価が下がってきているという状況です。単価が下がるといいますのは、電気料金自体は総括原価という考え方で、必要な費用に適正な利潤を上乘せして全体の原価を決めて、それを供給目標で割り戻したのが単価ということになるわけですが、例えば減価償却費が最近減ってきているとか、あるいは借入金利息が減ってきているということ、必要な経費そのものが下がってきているという状況にありますので、どうしても単価が下がり傾向にあるということでございます。来年度と再来年度の料金を決める協議を、今年度にやるということになっております。

○徳重委員 例えば、御案内のとおり、原発がもうほとんど稼動しないという状況の中で、火力とかいろんな電源を維持するための措置がされているわけですね。どんどん経費が上がっていますよね、ほかの電気は。水力はもうほとんどそのまま維持できるわけですから、当然こちらでも下がるのを抑えて、逆に上げていただかなきゃならないんじゃないかなと思うんですが、その要求はできないものですか。

○新穂経営企画監 確かに、先ほど総括原価というお話をしましたけれども、今の電気の相場というのは上がりつつあるということもございます。そういうこともありますので、単純に下がっていくということではなくて、できるだけ

総括原価という原則がある中でしか動かせませんが、少しでも高く買ってもらうという努力をしていくというふうには考えております。

○徳重委員 宮崎だけじゃなくて、九州各県で水力発電をしているところがかなりあると思うんですが、これは単価が平等なのか、あるいは中国電力、四国電力があると思いますが、そちらの関係はどうなのか、総体的な状況を教えてください。

○新穂経営企画監 九州4県に企業局がございますけれども、それぞれ料金はばらばらです。宮崎は、九州4県の中では一番安いということで、福岡県が9円48銭、熊本が8円24銭、大分が8円7銭、宮崎が7円94銭ということですので、九州の中では一番安いということです。

それから、全国のレベルでいきますと、九州はどちらかというと高いほうになります。全国の平均は、昨年度の料金でいきますと7円65銭ということですので、全国平均に比べれば宮崎も高いほうということにはなりません。

あとは、どちらかというと、安いのは四国とか東北とか、そういったところが安いような状況です。

○濱砂企業局長 ちょっと補足をしますけれども、今7円とか8円とか言いましたけれども、この数字自体はこれは全く意味がない話で、2カ年ごとに総括原価方式で料金交渉をしますが、これは、1年間でどれぐらいの費用がかかるかということ、まず出しまして、1年間トータルの費用です。それともう一つは、過去30年ぐらいの平均の発電数量、それを決めて、単純にそれを割ったやつが単価になるわけで、それはもう7円とか8円とか、この2年間で費用がいっぱいかかりますよというところは高くなりますよね、それが総括原価で。

つまり、総括原価というのは、この1年間を通じて、人件費とか減価償却費とか、あるいは修繕費とか、そういうものを一切合財含めてどのぐらいかかるかということが、まず決まるわけです。それを1年間の発電量で毎月ごとに振り割って金が入ってくるわけですが。

したがって、今の電力事情が非常に厳しいから、受け手市場で高く売ってもいいんじゃないかということも言えるんですけども、一般の市場投資からすれば。しかし、もう総括原価という方式が、これは算定ルールが決まっていますので、時の情勢によって、もうけようとか何とかいう動きは基本的にないということになります。

ですから、あとは雨にいっぱい降ってもらって、少しでも目標の電力量よりかは上、去年みたいにいっぱい雨が降って、いっぱい電力を起こして金をもうけると、あとはもう節約ということしかないわけですよ。そういう仕組みになっております。

○徳重委員 最後にしたいと思いますけど。今のメガソーラー関係の値段は国が保障してまよね、電気の単価を。水力も、国が保障してくれる考え方は全くないもんですか。

○濱砂企業局長 それは、固定価格買取制度というやつなんですけれども、去年の7月からスタートしまして、太陽光とか小水力とかいうやつで、これは20年間だけ決まった価格で買い取りますと。だから、ことし買い取ることになったやつは、例えば太陽光でいえば四十何円でしょう。20年間ずっとそれで買ってもらえると。ただ20年という年限があるわけです。従来のやつは、これは総括原価方式で一切合財かかった費用を見てやりますから発電してくださいという方式にしたもので、固定価格は、またこれは

全然別個の制度なんです。確かに今時点だけで見ると、これは固定価格も毎年普及の度合いとかありまして毎年下がってきます。下がってきますが、今自体を見れば、例えば水力なんかは、同じレベルの発電で30円前後しますから、一見得なんですけど、しかし、20年間しか見てもらえないというのがあります。総括原価は、九電と長い契約を結んでおれば、施設が続く限りは、もうずっと見てもらえるということで、当面の大きな利益はないけれども、長く見通せた経営ができるというメリットがあるわけです。全く別個の制度です。

○田口主査 ほかにございませんか。

○中村委員 未処分利益剰余金です。これも積み立てるわけですが、こう見てみると、1カ所20分の1の積み立てというのがありまして、それで半分積み立てるところもあるし、全額積み立てるところもあるし、これは、どういうことで、こういう差があるわけですか。

○緒方総務課長 未処分利益剰余金の処分の仕方ということで、*昨年までは、純利益の20分の1は減債積立金に強制的に積み立てなさいというような法律があったわけなんですけれども、規定が。それが、ことしからなくなってございまして、そこら辺は議会の議決でできるという形になっております。

今回、電気事業会計につきましては、まだ企業債等がありますので、できるだけ返済資金をためたいということで、建設改良積立金を積んだ後の残りは、できるだけそういうふうに積み立てるという形で、20分の1以上の積み立てをするという形になっております。

工業用水道事業会計は、企業債は、割と7,000万円ぐらいで減ってきてございまして、他会計、

※29ページに発言訂正あり

一般会計とか、そういうほうにたくさん借り入れがあるものですから、そちらのほうにたくさん積み立てをして返済資金にしたいというような形で、一応そういうような考え方のもとに未処分利益剰余金を考えております。以上でございます。

○中村委員 24年度分は、雨も降ったし、全体的に非常にもうかったわけですが、ことしは雨が降らなかったし、また来年度はちょっと違ってくるのかなとも思いますけれども。しかし、ゴルフ場も、いい時期に、この指定管理者制度にのっけてやったなという感じがします。こんだけゴルフが、だんだん人は少なくなってくるし、ゴルフ場の値段が下がってくるとなると、これはよかったと思うんですが。

ここで一つ、一般質問等でやらないかんわけでしょうけども、こんだけの利益があるんなら、やっぱり何か企業局でもうかる仕事を見つけるわけにいかんのかという気がしますけど。宝の持ち腐れで、これを持つとって何もならんかなという気がするんですけど。どうですか、局長。

○濱砂企業局長 全く同感なんですけど、企業局は金をためるばっかしで、何やりよるかという話も聞くんですけども。県の公営企業ですから、健全経営をして公共の福祉の増進をなさいという法律上の目的がございます。

したがって、何かやろうといろいろと考えるんですけど、特に若手の勉強会とかやって、フリーターキングでいろいろやって知恵を出して、何かないかということやるんですが、ほとんど民間と競合する部分があって、民間でどんどんやっておるところに入っていくわけにはいかんし、そうすると、もう限られるわけですよ。全国で見ましても、電気とか工水とか水道とか、

こういったところは法律上で決まっています。いわゆる法定の事業なんですけど、そのほか任意の事業が、うちでいえばゴルフ場ですけれども、全国的に見てもゴルフ場とか駐車場とか宅地造成とか、その程度で、ほっと目を見張るような事業というのは、どこもやっぱりないんです。それは、やっぱり現実的に公営企業として経営していくだけの、進出するだけの理由とか必要性とか緊急性とかあるのかという本来の根幹的な問題があるからだと思います。

それともう一つは、今、電力システムの改革が非常に動いておりまして、大体ここ6年で方向が固まると思うんですが、これいかんによっては、公営企業の今までの特典が全くなくなって、全くもう一般の民間の発電事業者と同じ扱いになる可能性もあります。そうしますと、その民間との本当の競争で、企業局の長い先を見た経営がちょっと厳しくなるようなことも考えられますので、今じっくり金をためてじゃありませんけれども、余り冒険はせずに、将来に向けて、金をためる時期かなというふうに思っています。

しかし、委員がおっしゃる趣旨はよくわかりますし、やっぱり何かやりたいなと思うんですが、やるとしたら、電気の中でもバイオマスとか太陽光とか、これはもう民間がやっていますから、わざわざ入っていく必要はなくて、やっぱり企業局が従来からやっている水力を主体にいきたいと。もし何かやるとしたら、全く新しいことを、しかも公共性があることを、そういう方向にいけるものならいきたいと、そのための資力をためておこうという時期かなというふうに考えておるところでございます。

○中村委員 わかりました。

○重松委員 そういう事業の展開なんですけど

ど、2015年度から水素の車が一般市場で今度は発表されますので、水素ステーションというか、そういう事業も、今後やっぱり研究しなくちゃならないのかなというのがある。今では、EVなんかでは、そういうふうにして充電器の設置を考えてらっしゃいますけども、将来的にそういうことも考えられるのでないでしょうかというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○濱砂企業局長 考えられる1つには入ると思いますが、残念かな、企業局は、技術集団で実際の現業的なその経営をやっているわけで、研究機能が全くないんですね。研究機能を持たせてやればいいんでしょうけども、そうするとまた、県は5つか6つぐらい試験研究機関がありますから、その上に、また企業局もやるのかと、ちょっと頭でっかちな感じもありますし。そこは民間との分担を考えながら、また水素自動車なんかの発達とか普及の度合いも見ながら、行く行く考えていきたいというふうに考えています。

○重松委員 そうですね。もう既に山口県とか北九州市が、そういうふうにして研究をされていらっしゃるみたいですので、ぜひまた検討していただきたいなと思います。以上です。

○緒方総務課長 発言の訂正をさせていただきます。先ほど20分の1の適用になったのが、ことしからと申しましたけれども、昨年度から適用になっておりますので訂正をいたします。済みません。

○松村委員 ちょっと1つだけ質問させてください。公営企業決算審査意見書という中に、審査意見の中で、株式を保有している九州電力株式会社の業績悪化に伴い、今年度の配当が大幅に減少したと。減少する前はどれぐらいだった

のかというのと、次年度は無配が予想されるということですよ、この影響をどう見るのかということ、2点。

○濱砂企業局長 東日本大震災の影響で原発がストップしまして、それ以来、九電の経営が悪化しまして無配という状態になっていますが、それ以前は1株当たり年間60円の配当がありました。

したがしまして、知事部局に流す分は別としまして、企業局は310万株ぐらい持っていますから、年間の収入が1億8,000万円ぐらいあったわけです。それが、24年度は60円が20円になりました、ですから40円減ったわけです。40円減るということは1億2,000万ぐらい減収になったということでございます。1億8,000万ぐらいのやつが6,000万ぐらいになったと、具体的には24年度は。そして、ことしはもうゼロです。全く入ってきません。

今後の見通しは、今、原発の再稼働の動きがありまして、九電でいえば玄海と川内ですが、規制委員会なんかの感触は何か非常にいいみたいで、もしかすると来年あたりから動くかもしれません。そうしますと経営が回復して、また配当が復活ということもあるかなというふうには考えております。

○二見副主査 私も1点、この電気事業のほうですけれども、6ページにある、今回も2億5,000万円の基金積立をするという建設改良積立金、総額で42億ほどになっていると思いますけれども、24年度の当初予算で大体8億ぐらい費用として組んでいらっしゃいますよね、建設改良費です。これから、各所でいろんなダム事業とかやってらっしゃるわけですけれども、今後、いろんなそういうメンテナンスとか改修とかが必要だと思うんですが、その計画とこの基金残高

というのは、大体どんな関係というか、その見通しとしては、どのように今考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいんですが。

○緒方総務課長 建設改良に関しましては、今後、平成26年、来年度から、祝子発電所を初めまして、今、平成40年度ぐらいまで計画を立てているんですけれども、祝子、渡川、綾第二、綾第一という形で随時建設改良をしていかなければなりません。それに必要な経費が1カ所で約20億から30億かかります。トータルで、やっぱり90億以上かかるのかなと思います。そうなりますと、今建設改良が42億円程度ですので、今後それを積み立てていくことによって、計画的な改良ができるような形ということをやっていく必要があるというふうに思っています。

ただ、建設改良だけではなくて、日々の減価償却等もありますので、そういう形で、この必要資金は賄えるのではないかというふうには考えているところでございます。

○二見副主査 あと一点は、これは20ページの知事部局への経費支出ということで一覧が出てらっしゃるんですけれども、その中で企業局未来創造貸付金が6億ありますが、その隣の備考の欄に24年度末の残高が24億、森林整備事業等への財源ということで。これは環境森林部のほうというか、あちらの財源としての貸付金ということで、今、企業局はこれを管理してらっしゃるということでよろしいんですか。

○緒方総務課長 未来創造貸付金は知事部局のほうに貸し付けしておりますので、財政課のほうに、その財源として持っているわけですが、その財源として持っているわけですが、主に、やっぱり企業局に関連の深いものということで、森林整備とかエネルギー開発とか、そういうものに必要な資金として活用していただくということで、主な事業はやはり環境森林

部の事業になっております。それを毎年6億円貸し付けて、今年度までですけれども、一応24億を貸し付けているというようなことでございます。

○二見副主査 これは、今年、25年度まで貸し付けるということですか、今の御回答ですと。

○緒方総務課長 過去から、ずっといろんな貸付金をやっておりまして変わってきているんですけれども、この未来創造貸付金は、ちょっとありますけれども、22年度から25年度までの4年間で、毎年6億円ずつ貸し付けてきているということでございます。

○二見副主査 今後もまだそれを継続されるということなのか。それとあと、貸し付けということは、行く行くは返してもらう予定なんだろうけれども、大体どれくらいのスパンで返してもらうような計画になっているのか。

○緒方総務課長 来年度からどうするのかというのは今検討中でございます。財政当局とも話をしながら、来年度から、企業局としてどの程度貸し付けをするのかしないのか、そこは今検討中でございます。

今回貸し付けた、例えばことは6億円貸し付けますけれども、それを貸し付けた分は4年後に、4年間猶予期間があります。それから返してもらうというような形にはなっております。

○二見副主査 最終償還期間は、その単年度で返還になっていくんですか。

○緒方総務課長 例えば、ことし貸し付けをした6億円は、29年に返してもらうという形になると思いますので、今のところ、そこまでというような形になります、返済してもらうのは。

○二見副主査 4年間、返済。

○田口主査 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 よろしいですか。それでは、以上
をもって審査を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時25分休憩

午後 3 時26分再開

○田口主査 それでは、分科会を再開します。

あすの分科会は午前10時に再開し、教育委員
会の審査を行うことといたします。

以上で、本日の分科会を終了いたします。

午後 3 時26分散会

平成25年10月3日(木曜日)

政策調査課主幹 牧 浩 一

午前9時58分再開

出席委員(6人)

主	査	田	口	雄	二
副	主	査	二	見	康
委	員	中	村	幸	一
委	員	松	村	悟	郎
委	員	重	松	幸	次郎
委	員	徳	重	忠	夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教	育	長	飛	田	洋
教	育	次	長	高	原
(総	括)	み	ゆき
教	育	次	長	西	立野
(教	育	政	策	担
当	担	当)	康	弘
教	育	次	長	中	野
(教	育	振	興	担
当	担	当)	通	彦
総	務	課	長	梅	原
財	務	福	利	課	長
学	校	政	策	課	長
学	校	支	援	監	
特	別	支	援	教	育
室	長	坂	元	巖	
教	職	員	課	長	早
生	涯	学	習	課	長
ス	ポ	ー	ツ	振	興
課	長	日	高	和	典
文	化	財	課	長	田
人	権	同	和	教	育
室	長	花	岡	道	義

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	鬼	川	真	治
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○田口主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成24年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、御礼を申し上げたいと思いますが、さきに日南市で開催いたしました第35回宮崎県高等学校総合文化祭の総合開会式には、田口委員長を初め、多くの委員の皆様方に御臨席をいただきました。また、展示等についても県議会議員の方に見ていただいております。

それから、第68回国民体育大会は現在開催中ですが、先日行われました宮崎県選手団結団壮行式に際しましては、福田議長と田口委員長に御臨席をいただき激励をいただきました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

参加いたしました高校生や選手団は、大きな力をいただくことができたと考えております。ありがとうございました。これまでも本当に応援をいただいておりますが、これからも、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成24年度決算につきまして、御説明申し上げます。

お手元のA4版横方向の資料「決算特別委員会資料」をお願いいたします。薄い冊子でございます。

表紙をおめくりください。

見開きの1、2ページを縦にごらんください。ページ番号は上のページは右の上に、下のペー

ジは右下に入れてございます。

それでは、「未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）に基づく施策の体系表」により、主要施策の概要を御説明させていただきます。

教育委員会では、体系表の左上に示しておりますように、宮崎県総合計画未来みやざき創造プランにおける3つの分野別施策の中で、人づくりに係る部門別計画として第二次宮崎県教育振興基本計画を策定し、各種の施策、事業を推進してきたところであります。

具体的には、大きな四角囲みの体系表の一番上の部分に山型の括弧でくくって示しております「将来像」についてですが、縦にごらんいただいて、上のほうに示しております「未来を担う人材が育つ社会」及び下のほうになります、「生涯を通じ活躍し挑戦できる社会」の2つを大きな目標として目指しております。

再度、体系表の枠内の一番上をごらんください。同じく山型の括弧で示しております「施策の柱」ごとに主な取り組みを御説明させていただきます。

まず、一番上の「県民総ぐるみによる教育の推進」につきましては、本県を支える人づくりに当たり、社会全体の教育力向上を図ることが必要なことから、県民の皆さんへの広報・啓発活動を行い、地域ぐるみで子供の教育活動を支援する取り組みや、家庭における子供の基本的な生活習慣づくりを支援する取り組みなどを進めてきたところであります。

次に、施策の柱の上から2番目でございますが、「生きる基盤を育む教育の推進」につきましては、子供たちに「確かな学力」と「豊かな心」を育む取り組み、さらに共生社会を担う人材の育成や人権感覚を高揚させる取り組みなど、学校教育のさらなる充実に努めてきたところでござ

います。

次に、3番目の「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」につきましては、自立した一人の人間としてたくましく生き抜く力の育成を目指し、社会的・職業的自立の基盤となる能力や姿勢を育むキャリア教育の推進、職業意識の啓発、就労支援の取り組み等の充実に努めてきたところであります。

次に、4番目の「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」につきましては、子供の学びを支える教育環境の整備・充実に向けて、安心・安全の確保、県立学校の教育環境や公立学校の就学支援、教職員の資質向上を図るための取り組みなどを進めてきたところであります。

次に、5番目の「生涯学習の振興」につきましては、県民の皆さん一人一人が、生涯にわたってみずからを磨き高めることができるように、多様化するニーズに対応した生涯学習に関する情報の提供等に努めてきたところであります。

次に、6番目、下から2番目になりますが、「スポーツの振興」につきましては、競技スポーツのレベルアップや地域における生涯スポーツの普及に向けて、小学生から高校生までの一貫した指導体制づくりなどの取り組みや、スポーツを通じた健康の増進等を図る取り組みを進めてきたところであります。

次に、一番下になりますが、「文化の振興」につきましては、県民の皆さんがさまざまな機会に文化に親しみ、豊かな感性や教養を育むために、文化財への理解を深める取り組みや、博物館、考古博物館等における特別展や各種講座の開催の充実に努めてきたところであります。

以上、主要施策の概要を御説明させていただきましたが、今後も引き続き、各施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、開いていただきまして3ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成24年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計であります。表の下から5段目の網かけの行、一般会計の「計」の欄をごらんください。予算額1,061億9,903万4,000円、支出済額1,057億3,543万8,608円、翌年度繰越額5,809万3,000円、不用額4億550万2,392円、執行率99.6%であります。

次に、特別会計であります。

表の下から4段目と3段目にありますように、「県立学校実習事業」及び「育英資金」の特別会計であります。

下から2段目の網かけの行、特別会計の「計」の欄をごらんください。予算額21億8,839万8,000円、支出済額15億5,817万8,538円、不用額6億3,021万9,462円、執行率71.2%であります。

最後に、資料の後ろのほうになりますが、33ページをお開きください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項等を記載いたしております。

これらの指摘事項等に対しましては、直ちに改善を図ったところであります。

また、お手元の別冊となっております資料、これにつきましては、後ほど関係課長から説明させますが、「平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び宮崎県基金運用状況審査意見書」におきまして、2件の審査意見がありました。後ほど、関係課長から説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課室長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○梅原総務課長 総務課につきまして御説明をいたします。

お手元の「決算特別委員会資料」の総務課のインデックスのところをお開きください。4ページでございます。

表の一番上、(款)教育費であります。平成24年度の総務課の一般会計予算額は30億9,483万4,000円、支出済額は30億8,149万938円、不用額は1,334万3,062円、執行率は99.6%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして、御説明を申し上げます。

同じ4ページの中ほどにあります(目)事務局費の不用額が777万3,181円となっております。この不用額の主なものは、事務局職員の職員手当等や共済費等の執行残であります。

次に、6ページをお開きください。

上から2段目、(目)社会教育総務費の不用額が306万295円となっております。この不用額の主なものは、事務局職員の職員手当等と共済費等の執行残であります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

総務課は以上でございます。

○入倉財務福利課長 財務福利課でございます。

「決算特別委員会資料」の財務福利課のインデックスのところ、8ページをお願いいたします。

まず、表の一番上の欄をごらんください。

一般会計についてであります。予算額54億3,971万4,000円に対しまして、支出済額53億1,626万7,397円、明許繰越4,324万3,000円、不用額8,020万3,603円でありまして、執行率は97.7%であります。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの

の及び執行率が90%未満のものについて御説明申し上げます。

表の上から4段目の行をごらんください。

(目) 事務局費におきまして、不用額が4,153万3,238円となっております。この主なものは、県立学校の補修等を行います維持管理費や、県立学校緊急耐震対策事業に係る委託料及び工事請負費の入札等の執行残によるものであります。

また、この事務局費におきまして、明許繰り越しを行っております。同じ行の中ほどの「明許」の欄であります。繰越額は2,340万2,000円です。これは、県立学校の避難経路整備事業の費用につきまして、国の補正予算の内示の関係により工期が不足することとなったものであります。

次の9ページをお開きください。ページ中ほどにあります、(目) 教育指導費におきまして、不用額が354万3,442円となっております。この主なものは、生徒用パソコン整備に伴う執行残であります。

次の10ページをごらんください。

(目) 高等学校管理費におきまして、不用額が783万4,041円となっております。この主なものは、高等学校など40校の一般運営費に係る光熱水費等の執行残であります。

同じページ、下のほうにあります(目) 教育振興費におきまして、不用額が102万9,581円、執行率が88.9%となっております。この主なものは、定時制・通信制課程における修学奨励事業の実績が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、11ページをお開きください。

(目) 特別支援学校費におきまして、不用額が1,213万7,678円となっております。この主なものは、特別支援学校13校の一般運営費におけ

る委託料の執行残、及び特別支援教育就学奨励費の事業の実績が見込みを下回ったものであります。

次の12ページをごらんください。

(目) 保健体育総務費におきまして、不用額が101万5,527円となっております。この主なものは、給食調理施設における備品購入費の入札執行残であります。

同じページ、中ほどにあります(目) 体育施設費におきまして、不用額が810万2,961円となっております。この主なものは、体育施設整備に係る設計委託料及び工事請負費の執行残であります。

次に、13ページをお開きください。

(目) 文教施設災害復旧費におきまして、不用額が363万421円、執行率が57.7%となっております。この主なものは、台風等による災害が、当初の見込みより少なかったことに伴う執行残であります。

また、この災害復旧費におきまして、明許繰り越しを行っております。同じ行の中ほどの「明許」の欄であります。繰越額は1,000万円です。

これは、昨年7月に発生した県ライフル射撃競技場ののり面崩壊に伴う災害復旧についてのものでありますが、地盤が安定するのを待って測量や設計などを行う必要があったため、工期が不足することとなったものであります。

次の14ページをごらんください。

県立学校実習事業特別会計であります。これは、農業系学科を有する高等学校7校の農業実習に係る特別会計であります。

(目) 高等学校管理費の不用額が2,668万2,485円、執行率が86.1%となっております。

これは、自然災害や家畜伝染病の発生などの

不測の事態においても財源不足を生じないよう、危険率を見込んだ予算編成としておりますが、平成24年度におきましては、災害等による被害が少なかったことによるものであります。

次に、15ページをお開きください。

育英資金特別会計であります。これは、経済的理由により修学が困難な生徒等に対して行います育英資金貸与事業に係る特別会計であります。

(目) 事務局費の不用額が6億353万6,977円、執行率が69.8%となっております。この主なものは、高校生等に対する貸付金の原資となる国からの交付金が、見込み額より多く交付決定されたことによるものであります。

なお、不用額につきましては、平成25年度以降の貸付金の原資となるものであります。

委員会資料については以上であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

資料かわりまして、「主要施策の成果に関する報告書」、財務福利課のインデックスのところ、315ページをお開きください。

主なものにつきまして、御説明申し上げます。

初めに、「1 未来を担う人材が育つ社会」の「(2) 生きる基盤を育む教育の推進」であります。

その下の表の「教育のIT化」であります。

本事業は、全県立学校を対象に、情報教育推進に必要な設備等の整備を行っているものであります。

平成24年度におきましては、教育用パソコンを14校において更新し、また、ソフトウェアを、同じく14校において整備したところであります。

次に、316ページをお開きください。

「(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整

備・充実」であります。

まず、「維持管理」であります。

これは、県立学校51校について外壁剥落防止改修工事及びバリアフリー対策等を実施したものであります。

次に、その下の「県立学校緊急耐震対策」であります。

平成24年度におきましては、耐震補強を11校14棟実施したところであります。

次の317ページをごらんください。

一番上の「育英資金貸与」であります。

平成24年度の育英資金の貸与者数は、一般育英資金が3,988人、僻地育英資金が209人、合わせて4,197人であります。

これらによりまして、経済的理由により修学が困難な生徒等の修学機会の確保を図ったところであります。

次に、その下の「学校職員健康づくり実践強化」であります。

これは、教職員を対象としたメンタルヘルス研修や公立学校の全校長を対象とした管理職研修等を実施し、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行ったものであります。

主要施策の成果については以上であります。

次に、「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」、白いA4縦の薄目の冊子であります。

46ページをお開きください。

(12) 育英資金特別会計についてであります。

ページの下の方にあります「意見・留意事項等」におきまして、「日本学生支援機構から県に事業を一部移管され、それによる事業規模の拡大で収入未済が急激に増加している」という意見をいただいております。

育英資金につきましては、日本学生支援機構から高校生分が移管される前の平成16年度は

約1,400人であった返還者が、平成24年度には約8,600人に増加しており、平成30年代前半には2万人規模の返還者を見込んでいるところであります。

従来から、滞納者等に対しましては、文書や訪問等による催告を行っているところであります。

また、事後だけではなく、申請の段階で、滞納を未然に防止するため、校長会等で注意喚起を行い、貸与者本人や保護者等へ返還に対する意識の徹底を図っているところであります。

これらに加え、平成24年度からは、返還業務を行う債権管理員を3人から5人に増員し、訪問等による催告を強化しているところであります。

これらの取り組みによりまして、平成24年度の収納率につきましては、わずかではありますが、改善が図られたところであります。

また、平成25年度からは返還時の負担を軽減するため、貸与額の選択制や返還金の口座振替制度を導入するとともに、新規返還者に対する外部委託による架電催促の強化や長期滞納者に対する法的措置を行うこととしており、引き続き収入未済額の解消に努めてまいりたいと考えております。

財務福利課関係については以上でございます。

○谷口学校政策課長 決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、学校政策課のインデックスのところ、16ページをお願いいたします。

学校政策課分について御説明をいたします。

表の一番上ですが、(款)教育費の欄ですけれども、予算額9億4,086万7,000円、支出済額9億647万3,270円、翌年度繰越額1,485万円、不用額1,954万3,730円、執行率96.3%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上及び執行率90%未満のものについて御説明をいたします。

表の上から3段目(目)事務局費の不用額、右側を見ていただきまして、530万7,375円であります。主な不用額の理由といたしましては、節の欄をごらんいただきまして、上から6段目、需用費と、その下の役務費、その下の委託費が多くなっておりまして、これは、「西諸県地区総合制専門高校設置事業」におきまして、消耗品の購入や備品の移設費、設計委託費等の執行残でございます。

次に、17ページをごらんください。

一番上の(目)教育指導費の不用額、右側を見ていただきまして、1,080万9,080円であります。主な不用額といたしましては、節の欄の一番の上、報酬と、4段下の旅費でございます。これは、「初任者研修」におきます後補充の非常勤講師や、高校生就職支援事業におけます進路対策専門員の報酬、旅費等の執行残でございます。

次に、18ページをごらんください。

目の欄の上から2段目、教育振興費の不用額、右側を見ていただきまして、169万5,104円、執行率44.1%であります。主な理由といたしましては、節の欄の上から2段目、旅費と、4段下の使用料及び賃借料でございます。これは、「明日の宮崎を担う専門高校スペシャリスト育成事業」での教職員の研修会に参加をするための旅費や、生徒が企業等へ職場見学に参りますが、そのバスの借り上げ料等の執行残でございます。

また、執行率が44.1%と低くなっておりませんが、真ん中の欄に繰越額1,485万円がございます。この影響が大きくなっておりまして、これは、

「6次産業化教育施設整備事業」、高鍋農業高校に販売実習棟を建設いたしました。国の緊急経済対策の実施によりまして前倒しされまして、工期が不足したことによるものでございます。

以上でございますが、次に、主要施策の成果につきまして御説明いたしますので、また、分厚い冊子、「主要施策の成果に関する報告書」のほうの学校政策課のインデックスがございます、320ページをお願いいたします。

320ページの「1 未来を担う人材が育つ社会」の「(2) 生きる基盤を育む教育の推進」についてでございます。

まず、表の1番目、左側ですが、「伸ばそう学力・高めよう授業力」学びの支援についてでございます。

これは、小中学校の算数、数学におきまして、Web学習単元評価システムという学力向上のための評価問題をインターネットに配信しておりますが、その活用を推進するための実践推進校の指定や協議会等の開催を行ったところでございます。

また、小中学生の学力や意識に関する調査を行いますとともに、本県の課題でもございます「活用する力」を高めるために中核教員の授業公開や協議会、さらには新学習指導要領で重視されております言語活動の充実をテーマとしまして「授業力向上ワークショップ」を開催したところでございます。

表の下のほう、「「命や絆を大切にする」宮崎の道徳教育充実」でございます。

これは、口蹄疫とか鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等、本県が被災いたしましたさまざまなエピソードを、児童生徒の心に届くような形で、県独自で道徳教材、道徳教育読み物資料集を作成いたしました。それを活用した道徳教育

によりまして、子供たちがふるさとへの愛情や地域社会に参画する意識等を育むことを狙いましたものでございます。

右側を見ていただきまして、上から4段目、「グローバル人材育成のための英語指導強化支援」でございます。

これは、将来、グローバルな視野を持って活躍できる人材を育成するために、CAN-DOリストと申しまして、学習の到達目標を作成しまして、それを普及するための研修会や指導力向上のための研修会、研究公開、さらには、生徒による英語での学習発表会等を実施いたしました。また、1年間海外留学を希望しました生徒に対しまして支援を行ったところでございます。

次に、322ページをお願いいたします。

表の下から2段目ですが、「若人の絆！復興支援」でございます。

これは、東日本大震災で被災をいたしました宮城県山元町へ本県の生徒を派遣いたしまして、本県の農業高校の生徒が育てましたシクラメンを仮設住宅の方々へ配布いたしました。逆に宮城県の高校生を本県に招きまして一緒にチャリティーバザー等を開催しまして、被災地の方々と交流を通して、子供たちに思いやりの心とかボランティア精神を育んだところでございます。

次に、325ページをお願いいたします。

真ん中より上、「(3) 自立した社会人・職業人を育む教育の推進」についてでございます。

表の一番下の段、「未来を拓く高校生就職支援」でございます。

これは、就職支援をいたします進路対策専門員を県下27校の高校に配置いたしまして、企業訪問とか生徒の面談を行うことによりまして、

進路指導体制の充実と就職支援を図ったところ
でございます。

次に、327ページをお願いいたします。

下のほうですが、「(4) 魅力ある教育を支える
体制や環境の整備・充実」についてござい
ます。

続きまして、328ページをお開きください。

表の一番上、「西諸県地区総合制専門高校設置」
でございます。

これは、ことしの3月に閉校いたしました高
原高校の農業実習地の一部を小林秀峰高校の農
業実習地として使用いたしますために、管理棟
とか牛舎棟を新設工事いたしましたり、野菜実
習棟の改修工事等を行いました。また、小林秀
峰高校の農業科の備品等を整備したところで
ございます。

それから、表の上から2段目、「県立学校「教
育の情報化」基盤整備」でございます。

高等学校の普通科を中心といたしまして、タ
ブレット型の情報端末を整備いたしましたり、
普通教室の無線LANの整備を行ったりいたし
まして、また、ICTを活用した授業の実証研
究等を行ったところでございます。

1つ飛ばしまして、「「意識が変わる・行動が
変わる」学校防災推進」でございます。

これは、防災教育の充実のために、地震、津
波、火山噴火、風水害の災害別に「防災教育推
進校」を指定いたしますとともに、防災教育教
材の作成をいたしまして、また、災害発生時に
機能いたします防災メール配信システムの構築
を行ったところでございます。

また、防災教育指導者養成研修会を開催いた
しまして、合計185名の教職員が防災士の資格を
取得したところでございます。

「主要施策の成果報告」につきましては以上

でございますが、なお、監査委員の「決算審査
意見書」に関しましては、学校政策課は、特に
報告すべき事項はございませんでした。

学校政策課からの説明は以上でございます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室関係
予算について御説明をいたします。

「決算特別委員会資料」、特別支援教育室のイ
ンデックスのところ、20ページをお開きくださ
い。

表の一番上の(款)の教育費の欄でございま
すが、特別支援教育室の予算額は8億1,336
万8,000円でありまして、その右隣の欄、支出済
額が8億139万7,414円であり、不用額が1,197
万586円でありまして、執行率は98.5%となっ
ております。

このうち、(目)の執行残が100万円以上のも
のについて御説明申し上げます。

まず、同じ表の(目)事務局費であります
が、不用額が921万6,429円あります。この不用
額の主なものは、表の中ほど、工事請負費であ
りまして、これは、主に「延岡しろやま支援学
校設置事業」に係る入札等の執行残でございま
す。

次に、(目)の教育指導費の不用額が275万4,157
円あります。この主な不用額は、旅費等の事
務費及び「特別支援学校医療的ケア実施事業」
の委託料の執行残でございまして。

なお、執行率90%未満の(目)はございま
せん。

続きまして、「主要施策の成果」についてで
ございます。

資料かわりまして、「主要施策の成果に関する
報告書」、分厚いほうですけども、特別支援教
育室のインデックスのところ、330ページをお開
きください。

「1 未来を担う人材が育つ社会」の「(2)

生きる基盤を育む教育の推進」についてございます。

表の1番目、「特別支援学校医療的ケア実施事業」であります。

特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して安全な学校生活を送るとともに、保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の生命の維持、健康状態の維持・改善を目的とするたんの吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアを実施するもので、8校へ18人の看護師を配置いたしました。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒を担当する教員に対して、看護師との連携により、適切な医療的ケアを行うことができるよう、法令に定められた研修等を実施したところであります。

表の2番目の「特別支援学校キャリア教育充実事業」であります。

これは、特別支援学校における就労の促進や作業学習の改善を図るもので、特別支援学校の6校に6人の就労支援相談員を配置し、県内全域をカバーした就職先の開拓、高等部生徒や卒業生、保護者に対する就職相談、卒業生の職場定着指導等、きめ細かな就労支援を実施いたしました。

また、企業等からの講師派遣により、企業の視点から技術面の指導や助言を受けるなど、作業学習の充実に取り組んだところでございます。

次に、右側のページ、331ページをごらんください。

表の1番目の「高校生発！共に育つ人づくり推進事業」であります。

これは、高等学校において、障がいのある人々との交流を生徒自身の企画・立案により実施し、共生社会を担う人づくりを進めるもので、

高等学校10校が特別支援学校8校及び3つの福祉施設と交流及び共同学習を実施したところであり、実践を通して共生社会に向けた意識の醸成を図ったところでございます。

次のページ、332ページをお開きください。

「(4)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」でありますが、表の「特別支援学校高等部設置事業」でございまして、

この事業は、西都・児湯地区において、小学部から高等部まで一貫した特別支援教育を行うため、児湯るびなす支援学校の高等部設置に向け、教室棟や作業棟などの建設工事を行うとともに、平成23年度に開設した都城きりしま支援学校小林校及び日向ひまわり支援学校の高等部の教材や備品等の整備を行いました。

なお、本年4月には、児湯るびなす支援学校の高等部を開設したところでございます。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

なお、監査委員の「決算審査意見書」に関して、特に報告すべき事項はありません。

特別支援教育室関係は以上でございます。

○**早日渡教職員課長** 教職員課でございます。

「決算特別委員会資料」、教職員課のインデックスのところ、22ページをお開きください。

表の一番上、(款)教育費であります。予算額は932億7,336万9,000円、支出済額は930億3,237万2,201円、不用額は2億4,099万6,799円、執行率は99.7%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして、御説明いたします。

まず、(項)教育総務費(目)教職員人事費の不用額3,003万2,234円であります。この不用額の主なものは、非常勤講師等の報酬及び賃金の執行残でございます。

次に、23ページをお開きください。

上から、(項) 小学校費 (目) 教職員費の不用額8,053万2,013円、続きまして、(項) 中学校費 (目) 教職員費の不用額3,507万9,841円、(項) 高等学校費 (目) 高等学校総務費の不用額6,725万1,469円、(項) 特別支援学校費 (目) 特別支援学校費の不用額2,774万3,419円であります。この不用額の主なものは、いずれも教職員の職員手当等及び共済費の執行残でございます。

なお、(目)の「執行率が90%未満のもの」につきましては、該当はございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

「主要施策の成果に関する報告書」、分厚いほうの教職員課のインデックスのところ、334ページをお開きください。

「1 未来を担う人材が育つ社会」の「(2) 生きる基盤を育む教育の推進」のための主な事業としまして、「少人数指導推進モデル事業」を実施しております。

この事業は、子供たちの個性や能力の伸長及び学力向上を目的としまして、小学校2年生の30人学級編制に伴い、非常勤講師を配置しているものでございます。

主な実績であります。71校に73人の非常勤講師の配置を行い、きめ細かな学習指導及び生徒指導の充実を図ったところであります。

次に、「(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」のための主な事業といたしまして、335ページの表の一番上、「優れた教師の力を生かした授業力アップ事業」を実施しております。

主な実績であります。若手教員を対象とした「授業力リーダー養成塾」を学校種や教科別に8塾開設し、56人が参加いたしました。各塾

において授業研究会などの活発な活動を行いまして、若手教員の育成を図ったところでございます。

また、すぐれた教育実践を行い、他の模範となっている教員18人に「スーパーティーチャー」の委嘱を行い、そのすぐれた授業を公開することで、授業力や専門性の向上に加え、教員全体の資質向上を図ったところであります。

次に、「中学校1年生少人数学級推進事業」であります。この事業は、中学校3年間の落ち着いた学校生活を送る基礎とするため、中学校1年生に35人以下の少人数学級を実施しているものであります。

主な実績であります。中学校1年生の学級数が全体で29学級増加し、これまで以上に生徒一人一人へのきめ細かな指導が可能となりまして、学習面の効果に加え、生活面でも効果が見られたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

教職員課関係は以上でございます。

○村上生涯学習課長 生涯学習課でございます。

「決算特別委員会資料」、生涯学習課のインデックスのところをお開きください。下のほうの24ページでございます。

一番上の(款)教育費の欄をごらんください。課全体の予算額は5億7,880万4,000円、支出済額は5億6,683万8,560円、不用額は1,196万5,440円、全体の執行率は97.9%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、25ページをごらんください。

1段目の(目)図書館費の不用額でございます。1,009万5,585円となっております。主なも

のといたしまして、下から4段目の工事請負費であります。これは、県立図書館の空調設備の更新工事に係る入札残でございます。

次に、下のページ、26ページをお願いいたします。

1段目の(目)美術館費の不用額でございますが、113万5,603円となっております。主なものといたしまして、中ほどの旅費であります。これは、県美術展審査員の旅費や特別展におきます講演会の講師の旅費などの執行残となっております。

また、その下の需用費ではありますが、これは、光熱水費などの執行残となっております。

続きまして、主要施策の成果について御報告いたします。

「主要施策の成果に関する報告書」、生涯学習課のインデックスのところでございます。336ページをごらんください。

「1 未来を担う人材が育つ社会」の「(1) 県民総ぐるみによる教育の推進」についてでございます。

表の一番上の項目をごらんください。新規事業「学びのきずな子ども教育支援事業」であります。

表の右側をごらんください。

まず、「学校支援地域本部事業」でございます。

これは、中学校区を1つの単位としまして、地域の方々がボランティアとして学校を支援する「学校支援地域本部」を設置するものであります。14市町村、32の本部におきまして、学校支援ボランティアの皆さんが、児童生徒の安全確保や学習指導など、さまざまな活動を行っていただきました。

次の「放課後子ども教室推進事業」でございます。

この事業におきましては、15市町村、66の教室において、放課後や週末に学校の空き教室などを利用いたしまして、地域の方々の御協力をいただきながら、学習指導や体験活動などに取り組んだものでございます。

続きまして、右のページ、337ページをごらんください。

下から5行目でございます。「(2) 生きる基盤を育む教育の推進」についてであります。

次のページ、338ページをお願いいたします。

表の新規事業「学校生活適応支援「のびのび学園」事業」でございます。

表の右側をごらんください。わかりやすいように、「山幸・海幸ふれあい自然教室」と名づけておりますが、この事業は、日常の学校生活にストレスを感じ、不安や悩みを持つ小中高生を対象にしまして、達成感を味わえるような自然体験活動や宿泊体験プログラムを提供することで、自信や学習意欲の回復を図り、学校生活への適応を支援するものでございます。

延岡市の「むかばき青少年自然の家」におきまして8回、宮崎海洋高校の実習船でございます「進洋丸」を活用し1回、合計9回実施いたしました。延べ39人の児童生徒が参加をいたしました。

続きまして、339ページをごらんください。

「2 生涯を通じ活躍し挑戦できる社会」についてであります。

次のページ、340ページをお願いいたします。

中ほどでございますが、「(3) 文化の振興」についてであります。

表の下項目、改善事業「県民と美術家がふれあう「みやざきアートプロジェクト」事業」でございます。作家と一緒に創作する喜びを体験できるワークショップを、都城市、延岡市、

高鍋町の3市町で開催をいたしまして131人の参加者がありました。

また、県立美術館におきましても、同じ作家によります公開制作と作品展示と行いまして、約1カ月間行いました。3,000人を超える入場者がありました。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

続きまして、監査委員から、基金の運用状況につきまして御意見がございましたので、御報告いたします。

別冊の白い表紙の「平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び宮崎県基金運用状況審査意見書」をお願いいたします。

この59ページをお開きください。

59ページの2行目にあります「1の審査の対象」でございますが、「宮崎県美術品等取得基金」でございます。

恐れ入りますが、次のページ、60ページをお開きください。

この基金は、美術品及び美術に関する資料の取得を、円滑かつ効率的に行うために設置されたものであります。

中ほどの「(1)美術品等の取得及び引渡状況」をごらんください。

平成24年度は、美術品等の購入を行っておりませんので、表の右側でございますが、年度末の基金残高は3億円となっております。

前のページにお戻りください。

「3の審査の結果及び意見」としまして、下から2行目でございますが、引き続き、今後の見込み等を的確に把握した上で、基金の活用について検討を行うよう要望する、との御意見をいただいております。

このことにつきましては、本県財政が引き続

き、非常に厳しい状況にありますので、今後とも、「美術館の持つ使命・役割」と「県の財政状況」とを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

生涯学習課は、以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

「決算特別委員会資料」、スポーツ振興課のインデックスのところ、28ページをごらんください。

スポーツ振興課の予算額は15億5,220万円で、支出済額は15億2,694万6,635円でございます。不用額につきましては2,525万3,365円で、予算額に対する執行率は98.4%となっております。

次に、(目)の不用額で100万円以上のものについて御説明いたします。

3ページの上から3段目、(目)保健体育総務費の不用額が1,325万1,306円となっており、その主なものは、ページの中ほどから下にあります負担金・補助及び交付金の676万810円でございます。これは、主に日本スポーツ振興センター共済給付金に係る執行残であります。

続きまして、ページの下から11段目、(目)体育振興費の不用額が1,190万8,946円となっておりますが、その主なものは、ページの一番下にあります負担金・補助及び交付金の861万8,336円でございます。これは、主に、みやざき競技スポーツ特別強化対策事業に係る執行残であります。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

「主要施策の成果に関する報告書」、スポーツ振興課のインデックスのところ、342ページをお

開きください。

上から2行目の「1 未来を担う人材の育つ社会」の「(2) 生きる基盤を育む教育の推進」といたしまして、まず、下の表中では3番目にあります「子どもすこやか健康教育推進事業」では、児童生徒のさまざまな健康問題の解決のために、地域の専門医を学校へ派遣し、講演等を実施したことにより、教職員や児童生徒の健康への意識が高まるとともに、より専門的な児童生徒への健康相談対応が実現できました。

次に、343ページをごらんください。

表の3番目にあります「学校給食モニタリング事業」では、東日本大震災の放射能漏えいの影響を受け、本県でも学校給食の安全・安心が問われたことから、県内10カ所の学校や調理場を定点とし、毎月1回、年間7回程度の放射性物質の有無について検査を実施したのですが、いずれも放射性物質は検出されませんでした。

次に、345ページをごらんください。

2の「生涯を通じ活躍し挑戦できる社会」の「(2) スポーツの振興」について御説明いたします。

次のページをごらんください。

表の1番目にあります「みやぎき競技スポーツ特別強化対策事業」では、支援員を2名配置し、有望社会人の受け入れを促進するとともに、競技団体への活動支援や競技スポーツに関する広報・啓発活動を行いました。さらに、トップレベルの中・高校生の育成や社会人スポーツへの支援を行ってまいりました。

表の2番目、「スポーツメディカルサポート推進事業」では、各種の認定講習会を実施し、スポーツトレーナーやスポーツドクター、アスレチックトレーナーの養成を行ってまいりました。さらに、国民体育大会の選手約100名にメディカ

ルチェックを実施し、競技力の向上を図ることができました。

表の3番目、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」では、強化対策会議を実施することにより、競技力向上にかかわる関係者の意識を高めることができました。また、中学校では選抜チームへの支援によりレベルアップを図り、高等学校においては、推進校を4校指定し、全国の強豪校と対戦することで、重点的なレベルアップを図ってまいりました。なお、延岡学園高等学校は推進校として支援をいたしました。

表の4番目、「みんながスポーツ“1130”県民運動推進事業」では、作成しましたのぼりやポスターをスポーツ関連施設へ掲示し、県民への普及啓発に努めました。さらに、県民への機会提供といたしまして、日ごろ、スポーツをする機会が少ない人を対象としたイベントやスポーツ・レクリエーション活動などに取り組む団体へ支援を行ってまいりました。

表の7番目、「生涯スポーツ推進ステップアップ研修事業」では、県内市町村のスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ関係者等を対象とした生涯スポーツプログラムの企画や運営に関する講習会を実施し、資質の向上を図るとともに、地域の生涯スポーツの推進に努めてまいりました。

これらの事業により、県民の皆様がスポーツに親しめるような環境づくりに努めたところがございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

以上でございます。

○田方文化財課長 文化財課でございます。

お手元の「決算特別委員会資料」の文化財課のインデックスのところ、30ページをごらんく

ださい。

表の一番上、(款)教育費の欄でございますが、予算額4億9,732万2,000円に対しまして、支出済額が4億9,528万7,926円で、不用額は203万4,074円であります。執行率が99.6%となっております。

このうち、(目)の不用額で100万円以上のものにつきまして、御説明をいたします。

表の3段目、(目)文化財保護費の不用額が134万3,085円となっております。主なものは、節の欄の中ほどの役務費、下から2番目の負担金・補助及び交付金であります。これは、埋蔵文化財センターの管理運営費の執行残及び市町村に対する埋蔵文化財緊急調査補助金等の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものはございません。

次に、「主要施策の成果」について御説明をいたします。

「主要施策の成果に関する報告書」の文化財課のインデックスのところ、348ページをお願いいたします。

「2 生涯を通じ活躍し挑戦できる社会」、「(3)文化の振興」についてでございます。

上から2番目の項目、改善事業「未来に伝えるふるさと文化財継承支援」につきましては、民俗芸能保存団体等に対して、芸能活動に使用する用具等の整備に要する費用の助成を行ったほか、民俗芸能保存団体と文化財愛護少年団の児童等との交流体験活動を行ったところでございます。

その下の項目、新規事業「交差する歴史と神話みやざき発掘100年」につきましては、昨年、古事記の編さんから1300年、大正元年の西都原古墳群の発掘から100年という節目を迎えるに当

たってシンポジウムを開催し、本県の歴史と神話のかかわりなどを広く発信するとともに、東九州自動車道関連発掘調査の成果を各地で公開したところでございます。

その下の項目、「西都原古墳群活用促進ゾーン整備」につきましては、同古墳群の一番南側に位置しております第1古墳群の発掘調査及び復元整備を行ったほか、整備の終了した遺構の維持管理を実施したものでございます。

349ページをお願いします。

一番下の項目、改善事業「西都原古墳群構造解明地中探査」につきましては、西都原古墳群の全体構造を解明するため、中心部を取り巻く支群を非破壊方式で地中探査を行うものでありまして、24年度は、同古墳群の西側に位置しております「寺原第2支群」について実施したものでございます。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

文化財課は以上でございます。

○花岡人権同和教育室長 人権同和教育室でございます。

「決算特別委員会資料」、人権同和教育室のインデックスのところ、32ページをお願いいたします。

人権同和教育室の予算額は855万6,000円、支出済額は836万4,267円、不用額は19万1,733円、執行率は97.8%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきましては、いずれも該当がございません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

「主要施策の成果に関する報告書」、人権同和教育室のインデックスのところ、351ページをお願いいたします。

「1 未来を担う人材が育つ社会」の「(2) 生きる基盤を育む教育の推進」についてでございます。

まず、表の一番上、人権啓発資料作成についてであります。

これは、学校、家庭等において、人権について語り合うための資料「ファミリーふれあい」を作成し、小学校、中学校、県立学校の第1学年の全ての児童生徒や新規採用教職員等に配付いたしまして、さまざまな人権問題に対する児童生徒、教職員等の理解と認識をさらに深めるとともに、学校や家庭・地域社会における人権教育の一層の充実に努めたところでございます。

次に、「高校生による人権感覚あふれる人づくり推進」についてであります。

これは、社会的自立を迎える高校生にピア・サポート活動を通して、望ましい人間関係を構築するための知識と技能を身につけさせ、人権感覚にあふれる人づくりを行う事業でございます。ピア・サポートとは、仲間同士による支援活動のことで、生徒が抱えるさまざまな問題等を生徒同士が解決に結びつけていこうとする活動であります。

この事業を通して、県立高校等6校をグッドパートナーシップ推進校として指定し、担当教員をピア・サポート専門研修に派遣するとともに、当該推進校におけるピア・サポート活動の実践に取り組んだところでございます。

また、NPO等が主催する参加体験型学習、ワークショップですが、それに関する研修に指導主事等を派遣しまして、人権教育に係る実践的な指導者の養成に努めたところでございます。

さらに、県立学校人権教育担当教員等を対象に、参加体験型学習に関する専門的知識と技能を高めるための研修を実施したところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○田口主査 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑をいただきます。

○徳重委員 冒頭、教育長からのお話の中で、教育委員会の監査結果報告の指摘事項がここに、最後に羅列されているんですが。この中で、旅費について9件も、それぞれの学校、事務所等をひっくるめて、支払い関係ですか、なぜこんなに起こったのか。ちょっと余りに多いんじゃないかなとこう思ってますし、専門の事務の先生方がいらっしゃると思うんですよね。ちょっと同じような形の中でミスが目立っているようですが、どういうことでしょうかね、これ。

○早日渡教職員課長 学校における監査結果の部分でございますけれども、旅行完了後1週間以内に精算を行うとか、必要となる領収書が添付されていなかったとか、初歩的な部分が主な理由で指摘をされております。

具体的な理由については正確にはわかりませんが、簡単な見逃しであったり、あるいは多忙化の中でこういったものが起こったものというふうに思われます。それぞれについては即座に措置をしておりますが、事務職員の職務向上等も含めまして、また指導をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○徳重委員 恐らく、毎年こういう形になっているのかなというような感じがしないでもない

んです。ぜひ、こういう同じようなミスをしないように、何とか指導の徹底をしてほしいなど、こう思います。よろしく願いいたします。

○田口主査 ほかにございませんか。

○重松委員 322ページの学校政策課さんの下から2段目の若人の絆！復興支援につきまして、たしか農業高校生の交流で、こういうような復興支援をされたということです。ただ、ニュースとかでちょっと聞いたんですけど、海洋高校さんも行っ、そういう支援されてますけど、それとはまた別なんでしょうか。その辺をちょっと。

○谷口学校政策課長 この事業の中に、海洋高校の生徒が進洋丸であちらに行きまして、宮城県の高校生と交流するという事業は入っておりますが。ただ、昨年度いたしまして、今年度は台風があつてできないとかそういう状況もございましたが、この中に入っております。以上でございます。

○重松委員 それはまた、ことしも継続であるんでしょうか。この事業も含めて、また、される予定なんでしょうか。

○谷口学校政策課長 この事業につきましては、ことしも実施いたします。12月に、また県内の高校生が山元町に参りまして、またシクラメン等を配布したいというふうに考えています。

○重松委員 もう一点、タブレット端末機を置いての支援、何ページでしたですかね、済みません。たしか9校でということだったんですかね。これは、その学校は、また今後もふえていく方向で、タブレット端末の設置はされていくんでしょうか。

○谷口学校政策課長 昨年度、普通科系を中心に9校、40台ずつ配置いたしまして、実は今年度も、また9校、40台ずつ整備していく予定に

しております。

○重松委員 これは、そのタブレット端末を設置するのと無線LANを設置するのとあわせての事業になるんでしょうか。

○谷口学校政策課長 タブレットを各教室、普通科教室で使用しますために無線LANも整備いたしまして活用するということでございます。

○重松委員 わかりました。さらにまた普及を、よろしく願いしたいと思います。また後ほど。

○松村委員 教育資金特別会計についてですけども、年々、収入未済額がふえているという状況で、これからも増加するだろうというふうに書いてございますけども。高等学校の生徒に対しての育英資金というふうに考えていいのか、大学生には、ちょっと違いますよね。

それともう一点は、卒業したらすぐ返すのかということと、また大学に進学したりとかすることで、その後、就職して払っていくのかということと、一括返済なのか、あるいは最長何年で返していく制度なのか。それと、保証人という形というのも多分とられていると思いますけども、返済が滞ったりした場合には、その保証人に対する請求をするのかということと。あと、不納欠損処理、例えば5年たつたらとかいういろんなのもあつたりもするけど、この奨学金に関しては不納欠損という形はとらなくて、ずっと返済を求めていくのかということとをちょっと聞かせていただけたらと思います。

○入倉財務福利課長 まず、育英資金のうちの対象者についてでありますけれども、これにつきましては、国から移管を受けましたのは高校生部分についてでありますけれども、それ以外につきましても、従来から県単事業として大学生等にも貸付を行っております。

それから2番目に、卒業後、すぐに返さなく

ちやいけないのかということですが、卒業後半年たった後、3月に卒業しましたら10月から返還していただくという形になっております。

それから、大学等に進学した場合はどうかという御質問でございますけれども、大学等に進学した場合には、その期間を猶予する制度がございます。

それから、返還期間についてですけれども、これにつきましては、貸与期間の4倍の期間で返していただくという形になっております。

さらに、保証人についてでございますけれども、連帯保証人として保護者、それから第2連帯保証人として、その他1名、両2名を立てていただくことになっております。この方々につきましては、現在、第2連帯保証人も含めて、返済の強化、督促、催促等を強化しているところでございます。

それからもう一つですが、不納欠損についてでございますけれども、現在のところ、当育英資金事業において不納欠損処理は行っておりません。以上であります。

○松村委員 それともう一つですけど、返済の免除という制度と、そういうのに該当する対象者というところがあるのかということをお聞きしたいんですが。

○入倉財務福利課長 返還の猶予についてでございますけれども、返還の猶予につきましては、例えば、先ほど申しました大学等に進学する場合とか、あと病気その他で就業ができてないという方とか、生活が非常に困窮して、しばらく猶予してほしいと、就職が見つかるまで猶予してほしいとか、さらには海外等へ留学をしたいというようなことで、その間返還を猶予してほしいというような場合については、返還を猶予しております。

○松村委員 免除。

○入倉財務福利課長 済みません。免除につきましてですけれども、免除につきましては、本人が死亡した場合、または重度の心身の障がいを負ったというような場合については免除を適用しております。

○松村委員 それだとすると、ほとんどのケースでは、借りた方は自分の責任のもとに、お世話になった奨学金制度に対してしっかりと返していくという基本的な契約が成立していて、保証人も成立しているわけですから、このような不納未済額が起こるはずがほとんどないというふうに思いますよね。やはり、そこで、未済額がこのように起こっていくということは、お借りする側の生徒さんや御父兄の皆さんに、やっぱりそういう責任感がないということと、制度の目的とかいうことを十分周知させないままにお貸ししているというか、制度の利用をいただいていることが発端ではないかと思うんで、やっぱり教育資金というのは、しっかり返していくんだと。返していくことで、また次の子供たちが、このお金を活用していくんだということを十分御理解をしていただくということが大事じゃないかと思うことと。

もう一つは、借りた以上は返さないかんということ、やっぱり徹底的にやっつけていかないといけないということは、保証人制度がいいか悪いかは別といたしましても、保護者ぐらまでは、最低返していただくという強い意思で取り組んでいただくほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども。決して、これはいじめているわけじゃなくて、やっぱりお借りした以上は返していくというのが、これは普通の教育すべき一番大事なことじゃないかと思っておりますので、これは意見として、また今後ともよろしく願いたい

します。

○徳重委員 私も今議会で質問をさせていただいたこの奨学金のことですが、教育長から御答弁の中で、口座引き落としをしていきたいと。私は、これを最初の段階で、貸す段階で、話し合いの段階で、これを義務づけるというか。今、松村委員が言ったように、返さなきゃいけない、借りたものは返さないと、それが最低の条件だと。この条件を守らなきゃいけないということを見ると、私は口座引き落としが一番いいんじゃないかと、こう思うんです。というのも、働くわけですから、まだ若いし、働けるわけですから、働けるから返せるわけです。それを義務づけるということはできないものかどうか。口座引き落としでもよろしいという条件つきで貸したらどうかなという気がしてならないんです。それはできないものでしょうか。

○入倉財務福利課長 未済額が増加していることについては、大変私どもも危惧しているところであります。現在、経済・雇用状態も非常に悪く、もともと所得の低い方等を中心に貸し付けているというようなこともございまして、なかなか進んでないということで、さまざまな工夫をしながら現在取り組んでいるところであります。また、口座振替制度につきましても、そういった観点から現在導入を図ったところであります。

強制的にという話でございますけれども、これからちょっと研究させていただいて、各県等の状況も見ながら対応してまいりたいと考えております。

○徳重委員 これをやらないと、中途半端で曖昧なことでほっておいたら、今言うように払わんでいいのかと、払わんで済むのかという理屈になってしまいますよね。そしてまた、次の原資になるわけですから、後から借る人たちも、

これだけは徹底しなければ、不納欠損もできないということであればなおさらのこと、最初の段階で。最初、校長先生やら話があるというようなお話を聞きますが、もう校長先生方も何年かたったら転勤や、いらっしゃらなくなるわけです。そのときに約束しとつても、後はもう誰の責任でもないというようなことになってしまう。それでは、もうどうしようもない話だと思っていますので、やはり、厳しくやらなきゃならないときはやってほしいなとこのように思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思っています。

それからもう一つ、これはどうなっていますかね。県立学校実習事業特別会計ということ、これに入るかどうかわかりませんが、特に農業高校が中心かなと思うんですけど、食品製造とかいろんな実習して、それを販売していきますね、その会計はどういう形で処理されているんですか。

○入倉財務福利課長 農業高校の実習会計についてでございますけれども、「決算特別委員会資料」の14ページに記載しておりますけれども、こちらにつきましては農業系学科を有する宮崎農業、日南振徳、都城農業、高原、高鍋農業、門川、高千穂高校について、平成24年度については実施しているところであります。ここに歳出予算と決算額が載せてございますけれども、この予算の原資になりますのは、これをもとに生産、実習等をした生産物の売り払い収入等が中心となっております。

○徳重委員 そしたら、製造、生産して売った金額はどれですか。この予算額全部が販売ということになるんですか。

○入倉財務福利課長 ここに記載しておりますのは歳出でございますので、全てというわけで

はございませんで、歳入につきましては、平成24年度につきましては、生産物の売り払い収入を1億5,760万6,810円ほど売り上げを行って収入に入れております。これにつきましては決算に関する調書の、このちょっと分厚目のA4横になった調書でございます。(「何ページですか」と呼ぶ者あり)こちらの312ページ、歳入の312ページでございます。

済みません、ちょっと私、金額を言い間違えたようです。ここの左側のほうに生産物売り払い収入というのが、上のほうから5段目のほうにあります。こちらの予算額が1億6,385万7,000円となっております、右のほうをそのまま横に見ていただきますと、収入済額が1億5,760万6,810円という形になっております。こちらが生産物の売り払い収入代金という形になっております。

○徳重委員 この収入は各学校で、当然支出も伴ってくるわけですから、収入と支出の関係は各学校で処理されるということですか。

○入倉財務福利課長 実習を行っておりますそれぞれの高校において、収入と決算のバランスを図りながら年間運営していくこととなりますが、全体につきましては、財務福利課のほうで一つにまとめて、実習会計という形でまとめさせていただいております。

○徳重委員 結局、各学校で単独で、売り上げが違いますよね。売る場合、品物も違いますから、いろいろあると思う。多いところ少ないところ、あると思います。それぞれのものを福利課のほうに持ってきて、総体的に決算に出してくるということですね。

○入倉財務福利課長 おっしゃるとおりでありまして、それぞれの学校の独立性もある程度保ちながら、うちのほうでまとめさせていただ

ているということでございます。

○徳重委員 わかりました。いいです。

○重松委員 特別支援教育室さんの成果について、330ページの一番下の分ですが、発達障がい等の特別支援教育総合推進で、一番下に理解啓発フォーラムを3カ所、参加者は414名というふうにありましたが、この3カ所の場所と参加された方の感想とか、そういうのを含めて、ちょっと御説明をいただきたいと思いますが。

○坂元特別支援教育室長 少しお待ちください。

——失礼しました。3カ所というのは、担当校がございまして、13校のうち、県央地区では赤江まつばら支援学校が、県の総合保健センターで昨年12月8日に行いました。このときの参加者が107名でございました。続きまして、県南地区の担当が、昨年度は都城さくら聴覚支援学校でございました。平成24年の12月16日に南九州大学の都城キャンパスで行いまして、参加者が181名でございました。最後に県北地区でございまして、県北地区の担当が延岡市の支援学校でございました。平成24年の12月1日に行いまして、会場が九州保健福祉大学でございまして126名、3カ所それぞれの場所で414名の参加者があったということでございます。

主な感想ということですが、例えば、就学前から学齢期、卒業まで支援をつなぐということで、例えば実践をされているところの講師の方からそういうようなお話を聞いて非常に参考になったと。特に、保育園、幼稚園の参加の方もおられましたので、一貫した教育、つなぐというところで非常に大事だということがわかったということなどもあります。

また、就労の場面におきましても、いわゆる就労、キャリア教育というのは高等部だけの問題ではなくて、小学部、中学部、高等部、そし

て就労ができる子供さんに対しては一般就労を目指すというようなことが非常に大事になってくる。それが自立と社会参加につながるというような御意見がありました。以上でございます。

○重松委員 どうもありがとうございました。結構です。

○松村委員 文化財課の348ページで、ちょっとお聞きします。

交差する歴史と神話みやざき発掘100年及び西都原古墳群活用促進ゾーン整備、さらには西都原古墳群構造解明地中探査等、西都原古墳に向けた事業が、1年前になかった事業でも本年度でやられております。コメントの中には、世界遺産登録を視野に入れた調査研究に取り組んでいくということでございますけども。私も、西都原古墳というのは、日本を代表するような古墳として何とか活用していくことと、この教育文化というのも大事ですし、もう一つ、観光というところに含めていくと非常にいい成果が出るんじゃないかと思うんですけども。今回は事業として、前年度より二百何十万とか2,100万だったり、調査等にも力を入れてますけども、今年度の決算を見て、次年度にはこれをどのような事業で展開していこうかという、今年度は実行中ですけど、次年度以降というか、世界遺産まで視野ということでございますので、そのあたりをちょっとお聞かせ願えればなと思えますけど。

○田方文化財課長 記紀編さん1300年記念事業として、基本構想の中で世界文化遺産を視野に入れた取り組みを行うということで、調査研究をしっかりとやっていかないといけないなということで考えられた事業であると思っております。今年度、文化財課に専門主幹を1名配置しまして、文化庁とか、それから関係自治体、ここで

いいますと西都市、宮崎市、新富町、高鍋町、そういうところの古墳とも関係性を調査した上で、それに伴いまして、今度は鹿児島県とか熊本県の一部の古墳とかも入れた大きなくくりで、南九州でいいますと、日向という国は、古代には大隅半島を含むということになっておりますので、そういう中で西都原古墳群を中心とした世界遺産を目指す調査研究をしていかなければいけないんだらうということで、こういう事業が立ち上がっているわけでありまして。

具体的には文化庁のほうの調査官を訪問したり、あるいは韓国の研究者、韓国のほうの古墳と南九州の古墳との関係性というのが今非常に出てきておりますので、そういうところも含めた大きな意味での調査研究を行った上で、ほかにうちの事業でやっておりますけれども神話や神楽などを含めた大きなくくりでの文化資源を含めて、世界遺産を視野に入れた調査研究を行っていくということで今進めているところであります。

○松村委員 何年後か、将来、最終ゴールというか、目標年度に向かって、これが進んでいくという、ことしはどれぐらいまでの事業をやらないといけない、来年はどれぐらいのことというふうにも考えられると思うので、また、スケジュール的な縦横の立体的な構想で今後進めていきたいと思えます。

そして、もう一つは、文化庁だけじゃなくて、あそこは陵墓参考地ということも含まれてますので、皇室というんですか、あそこも含めて、これから積極的な働きかけ、事業展開をお願いをしておきます。

○田方文化財課長 今おっしゃっていただきましたように、宮内庁とか、そういう陵墓参考地がございますけれども、陵墓参考地の周辺環境

部の整備、そういうことも考えておりますし、それから地中探査、ここでやっておりますけれども古墳群の構造解明地中探査。これは、西都原古墳群の隣にあります百塚原古墳、ことしは、その地中探査をやったり、そういう周辺環境部の調査などもやりながら、大きな意味での、今おっしゃった世界遺産を視野に入れた取り組みにつなげていきたいと考えておりますので、来年度もそういう形でやっていければと思っております。以上です。

○松村委員 結構です。よろしくお願ひします。

○徳重委員 1つお尋ねしておきたいと思ひます。スポーツ振興課にお尋ねをいたします。345ページの選手強化策ということで7,155万3,000円という決算額が出ておりますが、候補選手が1,313人、ジュニア選手が170人、これはこれでいいかと思うんですけど、この指導者に対する支援は何かあるんですか。

○日高スポーツ振興課長 しばらくお待ちください。――指導者に対する支援ということですが、合宿等への支援はしておりますが、指導者については指導者研修会とか、そういったことをやっております。あと、若手指導者に対して若手指導者派遣事業というのを設けておまして、年間3泊4日ぐらいの県外への研修を行っております。中堅指導者に対しても、やっぱり同じ程度の宿泊数の2回の研修を、全国の強豪校とか、あるいは国体の資格取得、そういった資格取得等についても、指導者がされる場合には支援をしております。以上です。

○徳重委員 こういった優秀な強化選手を育てていくということになると、普通のレベルではなくて、より時間もかけて、相当な指導をされると思うんですよ。時間的にも、あるいは労力的にも相当なことをされるわけですから、私は

それなりの支援の方法があるんじゃないかと、先生に対して、指導者に対して、それはないんですか。

○日高スポーツ振興課長 部活動に対しては、土曜、日曜の活動については、そういった時間外の支援を行っております。遠征については、競技力強化推進校等については、県外遠征について同じような支援をしておりますので、指導者が特別に自分の支出というか、持ち出しはないような状況にはなっていると思っております。

○徳重委員 もう一つお聞きしてみたいと思うんですが、例えば徳島の池田高校の野球部監督の奥さんの話はテレビで一遍見たことがあるんですが、自宅に生徒を何人か合宿させているとか、そういう形で選手を育ててきたと。少ない人数で、全国制覇を2回、3回したという実績があるわけですが。県内に、そういうような形で、県立高校で、あるいは私立も含めてでもいいんですが、そういう選手を育てて全国大会制覇を目指すというようなケースがあるものかどうか、わかっておれば教えてください。

○日高スポーツ振興課長 県立の高校としては、小林高校の体育コースに寮があります。あと高千穂高校も、学校の寮に剣道部の生徒が入っております。あと自宅に実際に住まわせて活動していられる私立の先生、あるいは公立学校の先生等もございます。具体的な数字については、学校については、今ここではちょっと確認できませんけど、県内各学校、強化推進校については、かなりの学校で寮なり下宿なり、あるいは合同でそういった寮を借りて住まわせているという学校はございます。以上です。

○徳重委員 わかりました。いいです。

○田口主査 ほかにございませんか。

○二見副主査 こちらの監査結果報告書の指摘

事項の中で、今いろいろ40項目ほど出ているんですけども、ちょっと気になったのが、34ページの中ほどにある物品購入についてという、日南振徳高校へのこの指摘ですね。年間の購入額が多額であるにもかかわらず、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが散見されたというような指摘があるわけなんですけれども、これというのは、各学校の事務の方なりの裁量の範囲内でこういうふうにして、こういう指摘を受けてしまっているのか、そこ辺のところを、まず御説明をいただきたいと思います。

○入倉財務福利課長 日南振徳の物品購入について、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが散見されたという御指摘でございますけれども、この件に関しましては、これは学校で印刷機を使っておりますけれども、そのインクとマスターの購入、マスターペーパーというのがあるんですけども、その購入について、定期的に同じ業者と随意契約を行って購入をしていたというものでございまして、これは総額で年間140万円ほどございます。契約につきましては、当然、長であります学校の校長の承認のもとに契約を行っているということでございまして、学校といたしましては、それぞれの必要な量を準備しながら購入を行っていたということでございますけれども、監査で御指摘いただいておりますように、複数の業者から見積もりをとりながらすべきだという御指摘をいただいておりますので、今後は単価契約を行って適正な支出事務に努めるということで、平成25年度からは、単価契約を結びまして事務の執行を行っているところであります。以上であります。

○二見副主査 つまり、今回は例外的というか、

監査の1件の指摘というぐらいで、ほかの40校はあるでしょうけれども、その中でも、この件だけがこういうふうには指摘を受けたということだったわけですね。それで改善をされて取り組んでいらっしゃるというような認識でよろしいんですかね。

それと、続けて、各決算の説明の資料の中で、いろいろずっと見させてもらった中で幾つか工事請負費、例えば、この財務福利課工事請負費5,910万4,000円の決算が50円差ということなんですけれども。あと物品購入費が、ここは不用額ゼロ円になっていますよね。ほかにも、物品でゼロ円になっているところもあるんですけども、要するに工事請負とか入札とかでされるでしょうし、この入札件数が1件なのか、複数件でこの予算を組んであるのか、ちょっとこれじゃわからないんですが。結構ぎりぎりの差のところ、不用額が本当に少額もしくはゼロに近いところになってたりとか、購入費がもう全額使い切られている。使い切られているということは、足りなかったのかなという気もしないでもないんですけども、ここ辺がどういうことがあったのか、ちょっと御説明いただければと思います。

○入倉財務福利課長 工事請負費等の額がゼロとか少額になっているというのについて、どういう理由があるのかということでございますが。決算におきましては、実は、当然、工事の入札を行った後に額は確定するわけでございますけれども、その後一度、年末12月におきまして、議会の御承認をいただきながら不用額について一度落とすというような処理をしております。予算を減をすると、補正をさせていただくという減をさせていただいておりますのが、大きな要因かと思っております。

あと、おっしゃったような形でさまざまな工夫をしながら、なるべく予算の有効な使い方というを行っているというのもございます。以上です。

○二見副主査 ほかのところでは、学校の空調をどっか入れているところがあって、それは900万ぐらい、100万ぐらいが出てましたよね。そういったものは、要するに補正じゃ間に合わなかった部分なのかなというような認識ということですか。いわゆる12月補正を組むのが間に合ったか間に合わなかったで、この執行残の部分に多少差が出ているというような認識でよろしいのでしょうか。

○入倉財務福利課長 さまざまな理由は考えられると思いますけれども、委員がおっしゃったような形での認識でよろしいかと考えております。

○二見副主査 わかりました。

○田口主査 ほかにありませんか。

財務福利課長にお聞きします。これに学校生徒寮のデータが出ておりますが、生徒数が今非常に減少しているのに、寮の入寮者は平成20年から比べると60名ぐらいふえていまして、1つ寮を足さにゃいかんぐらいですが、これは定員に、もともとかなり空き部屋があったのか、それとも増設したのか、ちょっとそのあたりを。まず上から、定員が今何人なのか、まず教えてくださいいただけますか。

○入倉財務福利課長 まず、定員ということでお答えいたします。319ページでございますけれども、平成24年度で申しますと、高千穂が49名、上から順番に申します。その下、延岡第一が86名、その下、52名、80名、40名、46名、合計で353名になっております。

○田口主査 これは、平成20年度から比べると、

先ほど言いましたように60名ぐらいふえているわけですが、これはもともと空き部屋があったんですか。それとも、これは寮の部屋をふやしたんですか。

○入倉財務福利課長 空き部屋がございました。ここにある中で年々ふえております。理由といたしましては、私たちもいろいろ考えるんですけども、1つには経済雇用情勢の悪化というものもあるかなと。さらには、延岡地区等がふえておりますけれども、TR鉄道等の廃止というか、そういった影響とか、さまざまな影響があるのだろうと考えております。

○田口主査 ありがとうございます。理由を聞こうと思ったら、先に言っていただきまして、ありがとうございます。

私学の生徒が入っている寮は延岡がありましたけども、今、県内には幾つあって、何人入っていますか。

○入倉財務福利課長 私立高校生の入寮についてでございますけれども、平成20年の9月議会だったかと思うんですが、この常任委員会の席で、そういった延岡市の寮について要望等があって、21年度から延岡地区の学校で開放の試行を行ったところでありまして。当時は、かなり部屋数に余裕もございまして、そんな中で行ったものであります。試行した寮につきましては、延岡第二生徒寮において、男子2名、女子2名程度で、まず受け入れて試行をしようということで考えておりました。具体的には、延岡の私立学校であります聖心ウルスラ学園高校の女子生徒2名が入寮したところでありまして。

しかし、その後、聖心ウルスラ学園高校におきましては自校の寮をつくられてまして、その需要がなくなったというようなこともございまして、その後は、御案内を差し上げたんですけれど

ども、入寮の希望がないというような状況になっております。以上であります。

○田口主査 ですから、現在は8つある中で、私学に開放しているのは幾つで何人いるのか。

○入倉財務福利課長 現在、私立の生徒が入寮している事例はございません。

○田口主査 それは、今も案内は延岡ではしているんですね。

○入倉財務福利課長 案内はしております。

○田口主査 わかりました。

次に、もう一つだけ聞きます。文化財課にお聞きしますが、総合博物館の入館者数が平成22年は14万6,000人で、これは口蹄疫だと思しますので、少ないのはわかるんですが、23年度は少しふえて、また24年度になって口蹄疫のときのレベルぐらいに落ちている。ことしは恐竜展とかやっていますから、ちょっと多いのかもしれませんが、これは何でこんなに少ない要因なのか。文化的なものにもっと触れてほしいんですけど、逆に減っているというのはどうなのかなという思いがありますので、ちょっとお聞きします。

○田方文化財課長 総合博物館で特別展を開催するに当たって、県民のニーズを一応把握をするわけですが、過去のデータで希望の多かったものとか、あるいは学術的にこういうものをやりたいというものやっていると聞いています。

ただ、平成23年度につきまして16万2,000人という入館者があったわけですが、その夏の特別展なんですけど、23年度は「昆虫展」、自然部門で実施をしたわけですが、24年度はその中で吉村作治の「古代七つの文明展」という歴史部間を実施をしたところであります。

ただ、この特別展が、子供たちの夏休み期間

を中心に実施して、子供たちにたくさん来ていただくという企画をするわけですが、でも、「古代七つの文明展」の展示内容が全体的に大人向けのものになってしまったということで、特に小学校低学年とか幼児には、少し理解がしづらかったという部分があったことが原因かなと思っています。それで、入館者のうち小中学生、特に未就学児の伸び悩みが非常にあったということで、前年度よりも入館者が少なかったという結果になったものであります。

今年度は、先ほどありましたように「恐竜展」を実施しまして約6万人近い入館者があって、前年度よりも大分ふえたということになります。

今後の特別展の実施につきましては、十分な調査と検討をしてテーマを決定して、入館者がふえていただくような取り組み、企画をしていきたいと考えているところであります。以上であります。

○田口主査 企画展で増減があるのはある程度わかるんですけども、やはり本来あるもので、いろんな方が来てもらえるような、そして修学旅行が県内でも、この間、御紹介しましたけど、県内でやる学校。県北の学校の子供たちは、博物館とか、そういうものに余り来る機会がないもんですから、そういうところにもぜひ、遠足でもいいですから、中には来るような紹介をしていただきたいと思います。中身は非常に充実してて、行くと足が疲れるくらい広くていっぱいあるもんですから、私は非常に好きなんですけども、ぜひそういうふうにも広報もしていただきたいと思います。

以上です。終わります。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、ありがとうございます

た。以上をもちまして、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

正午再開

○田口主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月4日、あす金曜日ですけれども、13時30分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後0時1分散会

平成25年10月4日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(6人)

主	査	田	口	雄	二
副	主	査	二	見	康
委	員	中	村	幸	一
委	員	松	村	悟	郎
委	員	重	松	幸	次郎
委	員	徳	重	忠	夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	鬼	川	真	治	
政	策	調	査	課	主	幹	牧	浩	一

○田口主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、一括して採決いたします。

議案第18号につきましては、原案のとおり認定、第19号、第20号及び第21号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号につきましては、原案の

とおり認定、第19号、第20号及び第21号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子(案)についてであります。主査報告の内容として、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時40分再開

○田口主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時40分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 田 口 雄 二

